別紙 1

「適正な電力取引についての指針」改定の主な内容

改定の主な内容について

- 「1.指針の必要性」中,これまでの電気事業制度改革に関する記述について整理
- 前回改定時(平成17年5月)以降の相談等のあった個別の事例等を踏まえ、 次のような記述の追加または整理を実施
 - ◆ 卸供給契約の解除・不当な変更
 - ◆ 複数の行為を組み合わせた参入阻止行為
 - ◆ 新規参入者への卸売(常時バックアップ)
- 平成17年4月から卸電力取引所における取引が開始されたことに伴い、「卸 電力取引所における適正な電力取引の在り方」という章を新設し、以下の事項 を記載

卸電力取引所における適正な電力取引の在り方

[望ましい行為]

- 一般電気事業者による積極的な売り札の投入
- ・支配的事業者の行動の検証を含めた市場監視の実施
- 取引情報や市場監視結果等の情報公開の実施

[問題となる行為]

卸電力取引所が新規参入者の電力調達手段として重要な役割を果たしていく ことが期待されている中で,卸売事業者(卸電気事業者・卸供給事業者・自家 発電設備を有する需要家等)が卸電力取引所へ参加することを不当に妨げるこ とは,新規参入者の事業活動を困難にする場合があることから,例えば,以下 のような行為について独占禁止法上違法となるおそれがある旨記述

- 自家発補給契約の解除・不当な変更
- ・需給調整契約の解除・不当な変更
- ・ 余剰電力購入契約の解除・不当な変更
- ・卸供給契約の解除・不当な変更

別紙 2

適正な電力取引についての指針

平成18年12月21日

公正取引委員会

経済産業省

適正な電力取引についての指針

目次

第−	一部	適正	な電	『 力	取弓	にこ	511	τ(の指	針	のມ	必要	性と	と構	成・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1
第二	二部	適正	な電	国力	取弓	にこ	511	τ(の指	針																		
	自由	ま化さ	れた	□小	売分)野	こお	ける	る適	弡	な	電力	取弓	llの	在じ)方												
-	2	うえ方	.	•	••	•	••	•		•	•	•••	•	•••		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•		4
2	2 2	ミ正カ	っ有	軔効	な競	€争(の観	点7	から	望	まし	امار	行為	為及	び間	題	と	な	る行	∃,≭	3							
(自由																										
	ア	7 公												1行	為・	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•		5
			適切										-	~ 7	,- +	,												~
	1	1 公				リム兄 皆へ(-	說只	יתא	5	 可起	21	19	1丁尓	3 ·	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•		5
						新のす	_		更家	7~	መ	い声																
			部分			.020	00	m 3	23	``	0.01	1.75	•															
						きの7	不当	な	高値	の	設え	È等																
			自家	ī発	補給	シション	。 約の	解	余・	不	当な	こ変	更															
			不当	な	最終	ミ保 『	章約	款																				
						2約0				•																		
						も入 り					•	• -	変更	E														
						りの角			-			ŧ																
			-			的金																						
						役利			20行	₿IĿ																		
						日の利 日本			hн	++	矣〕	λRE	⊔⊢ź	∓ъ														
	ר <i>ב</i> י	新規						' I 1		210	¥1	(PE	1111	ם אין ר														
,	` '	7 公						- መቹ	調点	うか	S	2ŧ	LL	۱∜⊤	為・	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	1	3
	,	6				ノスタ		-																				5
	1	1 公	こでか	いつ	有対	りな意	競争	の権	誢点	゙゙ゕ	6F	IJ 題	とな	こる	行羔	} •	•	•	•		•	•	•	•	•	•	1	3
			第−	-変	動簐	通用	内バ	<u>ש</u>	クア	7ツ	プ																	
						通用					プ																	
						トバ		-	ッフ	ſ																		
				-		アア	ップ)																				
(` '	その	-			L		~ "		_ /.	~ ~				<u></u>													_
		7 公																										
	1	1 公	に止刀	כיו	有効	リな見	范 尹	· <i>(</i>) 積	睍点	יתא	5	り匙	27	10	行东	∃•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	1	5
	規制	りが残	る小	、売	分野	引こす	おけ	Jì	商正	Eな	電力	り取	引の	D在	り方	<u>,</u>												
	. ±	z ⇒ ≁	_																								1	r
	-	きえ方 園正な					・・ ちか	·	・・ 기士						・・ 雪レ					• •	•	•	•	•	•	•	1	σ
2		∍止′∂ 適正																									1	6
)・ イ		- な E な 電																									
	•			-//	L AF-	, 5 7 B	E/U / 111			기생대	- "	~ ~	ערו	U													•	5
	託这	的野	るにま	らけ	る遃	◎正な	な電	力	取弓	の	在「	り方																
	老	ミえ方	<u>.</u>	•		•	••	•		•	•	••	•	••		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	1	7
2		いこれ			な競	浄	の観	点7	から	望	まし	امار						な	る行	∃,	3							

((1)託送料金等についての公平性の確保 ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		8 8
	 (2) - 1 - 1 一般電気事業者の託送供給業務に関して知り得た情報の目的外 利用の禁止 		
	ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為・・・・・・・・・・ イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為・・・・・・・・・・		
((2) - 1 - 2 一般電気事業者の託送供給業務における差別的取扱いの禁止 ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
	イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 2	2
((2) - 2 - 1 卸電気事業者の振替供給における情報の目的外利用の禁止 ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為・・・・・・・・・・・・	• 2	, 5
	イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為・・・・・・・・・・・		
((2) - 2 - 2 卸電気事業者の振替供給における差別的取扱いの禁止		
	アー公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為・・・・・・・・・・		
	イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為・・・・・・・・・・	• 2	26
	一般電気事業者の電気の調達分野における適正な電力取引の在り方		
1		_	
2		• 2	29
	卸供給における不当な料金設定 知声専業者(エロロなど)に対する小声支持への会)制限		
	卸売事業者(IPPなど)に対する小売市場への参入制限 卸売事業者(IPPなど)に対する優越的な地位の濫用		
	一般電気事業者による発電設備の買取り		
	卸電力取引所における適正な電力取引の在り方		
1	1 考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 3	31
_	2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為		
((1)公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 3	31
	ア 売り札 イ 市場監視		
	ウ情報公開		
((2)公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為・・・・・・・・・・・・	• 3	32
	ア 自家発補給契約の解除・不当な変更		
	イ 需給調整契約の解除・不当な変更		
	ウ 余剰電力購入契約の解除・不当な変更 エ 卸供給契約の解除・不当な変更		
	他のエネルギーと競合する分野における適正な電力取引の在り方		
1	5.5,5	• 3	34
_	2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為 (1)自家発電設備の導入又は増設		
ſ	ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為・・・・・・・・・・・・	• 3	34
	イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為・・・・・・・・・		3 5

自家発電設備の導入又は増設の阻止等

自家発電設備を有する需要家に対する不利益等の強要

- (2)オール電化等
 - ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為・・・・・・・・・・36
 - イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為・・・・・・・・・37
 - 一般電気事業者の恣意的な運用
 - 一般電気事業者の負担による屋内配線工事
 - 一般電気事業者による電化機器の過剰な普及宣伝活動
 - 一般電気事業者による不動産の買取り
 - オール電化とすることを条件とした不当な利益の提供等

第一部 適正な電力取引についての指針の必要性と構成

1 指針の必要性

- (1) 電力市場は、従来、電気事業法による参入規制によって小売供給の地域独占が 認められるとともに、独占に伴う弊害については電気事業法上の業務規制(料金 規制、供給義務等)によって対応してきた。近年の環境変化を踏まえつつ、我が 国の経済活動及び国民生活の基盤となる電力の安定供給を効率的に達成し得る 公正かつ実効性のあるシステムの構築に向けて電気事業制度改革が行われてき た。(注)
 - (注) 平成7年度電気事業法改正:
 - ・発電部門への競争原理の導入(IPP(独立発電事業者)制度の導入、火力全面入札制度の導入)
 - ・特定の供給地点における電力小売事業の制度化(特定電気事業制度)
 - ・料金規制の見直し(選択約款の導入)
 平成11年度電気事業法改正:
 - ・小売部門において、部分自由化を導入
 - ・料金規制の見直し(届出制の導入、選択約款の設定の柔軟化)
 - ・託送制度の導入
 - 平成15年度電気事業法改正:
 - ・自由化範囲の段階的拡大
 - ・中立機関(送配電等業務支援機関)の創設
 - ・ネットワーク部門の発電・販売部門との間の情報遮断、内部相互補助の 禁止、差別的取扱いの禁止の担保
 - ・振替供給料金制度の廃止
 - ・私設・任意の卸電力取引所の創設

電気事業制度改革によって、区域の一般電気事業者と新規参入者(特定規模電 気事業者及び区域外の一般電気事業者など)との間で、自由化対象の需要家への 供給を巡って競争が生じ、電気事業全体の効率化が図られ、すべての需要家の利 益が増進されることが期待されている。

(2) しかしながら、次のような電力市場の特徴から、託送制度のみを設ければ、現 実に新規参入が進展し、電力市場が競争的に機能していくかどうかについて懸念 がある。

> 電気の小売分野については、一般電気事業者が各供給区域内において10 0%近い市場シェアを有すること。

> 一般電気事業者は10社、振替供給業務を行っている卸電気事業者は1社し かなく、これら事業者同士の意思の連絡がなくとも、同調的な行動をとる可能 性があること。

新規参入者は、自営線による電気の供給が可能であるものの、営業部門と独 占的に保有しているネットワーク部門を併せ持つ競争者としての一般電気事 業者の託送に依存して競争せざるを得ないことから、一般電気事業者の適切な 対応がなければ、不利な立場におかれること。

ー般電気事業者は多数の電源やネットワーク制御システムを保有している ことによって、新規参入者に比べて容易に負荷追従等が図れること。

(3) このため、電力市場を競争的に機能させていくためには、電気事業法の事前規 制で対応することも選択肢の一つとしては考えられる。しかしながら、経営の自 主性が最大限発揮されることにより電気事業の効率化を図ることが一連の電気 事業制度改革の基本的な理念であることから、電気事業法上、託送制度を設けた ものの、自由化された市場における一般電気事業者に対する規制は原則廃止した ところである。一方、市場における一般的なルールである独占禁止法により規制 することも選択肢の一つとして考えられるが、同法は基本的には競争制限的行為 を排除するものであり、電力市場を積極的に競争的に移行させていく役割を果た していく上では一定の限界がある。

したがって、独占禁止法上問題となる行為及び電気事業法上の変更命令の発動 基準を明らかにすることにとどまらず、電気事業法及び独占禁止法と整合性のと れた適正な電力取引についての指針を示すことが必要となる。

このような指針を示すことにより、電力市場における参加者にとっては、最大限の自主性を発揮できるためのフィールドが示される。電気事業法・独占禁止法 違反に問われるという直接的な行政介入を未然に防止し、市場参加者が安心して 経済取引を行えるような環境を整えることとなり、電気事業制度改革の理念であ る経営自主性の最大限の尊重・行政介入の最小化が図られることになる。

(4) こうした趣旨にかんがみ、平成11年12月、電気事業法を所管する通商産業 省(現経済産業省)と独占禁止法を所管する公正取引委員会がそれぞれの所管範 囲について責任を持ちつつ、相互に連携することにより、電気事業法及び独占禁 止法と整合性のとれた適正な電力取引についての指針を以下の点を基本原則と して作成することとした。

この指針が市場参加者に対するメッセージとしての意義を有することにか んがみ、具体的に想定される問題となり得る事例や具体的に表明された懸念に 即して、適正な電力取引について具体的な指針を示していく。

電力取引において初めて市場競争が本格的に導入されることから、あらかじ めすべての行為を予測することは困難であるため、制度改革初期の段階におい て想定される行為を念頭におく。なお、市場構造が動態的に変化していくこと に伴い、本指針については、必要に応じて見直しを行っていくこととする。

(5) その後、部分自由化の進展や大口需要家を中心とした広範な需要家において自 家発電設備の導入及び増設が拡大する等の状況変化に伴い、公正取引委員会及び 経済産業省に対して相談等のあった個別の事例等、当初策定された指針では想定 していなかった事例を踏まえ、平成14年7月に第1回目の指針の改定を実施し た。

また、平成17年5月には、小売自由化範囲の更なる拡大、行為規制の導入等 の電気事業制度改革の進展、コージェネレーションシステムを含む自家発電設備 の導入やオール電化をめぐる競争に対応し、本指針の補足・充実を図るため、第 2回目の指針の改定を実施した。

今般、卸電力取引所において取引が開始されたこと並びに公正取引委員会及び 経済産業省に対して相談等のあった個別の事例等を踏まえ、第3回目の改定を行 うこととしたところである。

- 2 指針の構成
- (1) 指針は、 自由化された小売分野、 規制の残る小売分野、 託送分野、 一般電気事業者の電気の調達分野、 卸電力取引所分野及び 他のエネルギーと競合する分野の各分野に区分した上で、原則として次のような内容のものとする。 ア 総論として、基本的な考え方を明示する。
 - イ 各論として、電力市場を競争的に機能させていく上で望ましいと考えられる 行為を示した上で、電気事業法上又は独占禁止法上問題とされるおそれが強い 行為を示すとともに、一定の場合には電気事業法上又は独占禁止法上問題とな らない旨を例示する。
- (2) なお、具体的なケースについては、市場や取引の実態を踏まえて、個別の判断 が求められるものであり、これらを網羅的にあらかじめ明らかにすることは困難 である。したがって、問題や紛争が生じた場合に、指針の趣旨・内容を勘案して ケースバイケースで対応し、その判断の積重ねが指針の内容をより一層明確にし ていくことになると考えられる。

第二部 適正な電力取引についての指針

自由化された小売分野における適正な電力取引の在り方

1 考え方

(1) 平成11年の電気事業制度改革においては、供給者を選択し得ると考えられる 需要家(特別高圧需要家)の獲得をめぐって、既存の一般電気事業者及び新規参入 者の間で有効な競争が生じれば、効率的な電力供給が実現されるとの前提の下に、 自由化対象需要家及び新規参入者に対する供給の条件について、原則、一般電気 事業者に電気事業法上の規制を課さないこととした(注)。

したがって、一般電気事業者が、料金やサービス面で条件の合わない需要家及 び新規参入者と取引しないことや、取引相手の求める電気の形態に応じた料金及 び条件を設定することは、基本的に自由である。

- (注)ただし、一般電気事業者は、その区域の自由化対象需要家のうち誰からも 供給を受けることができない需要家に対しては、例外的に、電気事業法上最 終保障約款により供給を行う義務を負うこととされている。また、新規参入 者に対する卸売のうち、参入に当たって不可避的に発生するものであり、一 般電気事業者以外に行うことができないもの(具体的には、3%以内の同時同 量未達分)及び不可避的には発生しないものの、一般電気事業者以外に行う ことが困難なもの(具体的には、3~10%の第二変動範囲内及び変動範囲 外の同時同量未達分に係るバックアップ)については、電気事業法上、託送 供給約款により供給を行うこととされている。
- (2) しかしながら、ネットワークを保有・運用する一般電気事業者がその供給区域 内において100%近いシェアを有し、かつ、当該一般電気事業者間の競争が活 発に行われていない状況においては、自由化対象需要家であっても、多くは既存 の一般電気事業者に電力の供給を依存せざるを得ない。また、新規参入者におい ても、平成15年の電気事業法改正により、自営線による電気の供給が可能とな るものの、新規参入に当たって既存の一般電気事業者が保有するネットワークを 利用せざるを得ないほか、インバランス対応のバックアップ電力等を既存の一般 電気事業者から受ける必要があるなど電気事業分野において事業活動を行うに 当たっては既存の一般電気事業者に依存せざるを得ない。このような状況におい て、ネットワークを保有・運用する一般電気事業者が新規参入者と取引しようと する自由化対象需要家に対して従来の条件に比して不利益となる条件に変更し たり、これを示唆したりする場合には、当該需要家は新規参入者との取引を断念 せざるを得ず、また、新規参入者に対して、自己に比べて競争上不利にする条件 を設定する場合には、新規参入者の事業活動を困難にするおそれが強い。このよ うな一般電気事業者の行為は、独占禁止法上又は電気事業法上問題があることか ら、以下に述べるような点を踏まえ、一般電気事業者の適切な対応が必要である。

- 2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為
- (1)自由化対象需要家に対する小売供給・小売料金の設定
 - ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為(適切な標準メニューの設定・公表)

一般電気事業者が、それぞれ個別に、自由化された小売分野において標準的な小 売料金メニュー(以下「標準メニュー」という。)を広く一般に公表した上で、こ れに従って、同じ需要特性を持つ需要家群ごとに、その利用形態に応じた料金を適 用することは、公正かつ有効な競争を確保する上で有効である。この場合、利用形 態以外の需要家の属性(例えば、競争者の有無、部分供給か否か、戻り需要か否か、 自家発電設備を活用して新規参入を行うか否か等)にかかわらず、すべての需要家 を公平に扱うこととなるからである。

また、この標準メニューの内容が、従来の供給約款・選択約款や自由化後の規制 部門における供給約款・選択約款の料金体系と整合的であることは、コストとの関 係で料金の適切性が推定される一つの判断材料となる。

なお、最終保障約款の届出料金についても、このような適正に設定された標準メ ニューに準拠して設定されている場合には、電気事業法上の変更命令が発動される 可能性は低い。

イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

一般電気事業者が、以下に掲げる行為を行うことにより、新規参入者の事業活動 を困難にし、市場(例えば、当該一般電気事業者の供給区域等)における競争を実 質的に制限する場合には、私的独占に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反する こととなる。また、市場における競争を実質的に制限するまでには至らない場合で あっても、以下の行為により、正当な理由なく新規参入者の事業活動を困難にする おそれがあるときには、個々の行為が不公正な取引方法に該当し、独占禁止法第1 9条の規定に違反することとなる。

この判断に当たっては、一般電気事業者が各供給区域内において100%近いシ ェアを有し、一般電気事業者間の競争がほとんど行われていないこと及び一般電気 事業者が自由化対象需要家に対して継続的に電気を供給していることを前提とし ていることに留意する必要がある。

(これらの点については、 規制が残る小売分野における適正な電力取引の在り 方、 託送分野における適正な電力取引の在り方、 一般電気事業者の電気の調 達分野における適正な電力取引の在り方、 卸電力取引所における適正な電力取 引の在り方、 他のエネルギーと競合する分野における適正な電力取引の在り方 においても同じ。) 一般電気事業者が、新規参入者と交渉を行っている需要家に対してのみ、公表された標準メニューに比べ、著しく低い料金を提示することにより、新規参入者の事業活動を困難にさせる行為は、独占禁止法上違法となるおそれがある(差別対価、不当廉売等)。

ただし、標準メニューを離れた料金であっても、より細かく個別の需要家の利用 形態を把握した上で、当該顧客への供給に要する費用を下回らない料金を設定する ことは、原則として、独占禁止法上問題とならない。

(注)事業者が顧客獲得活動において競争者に対抗して料金を引き下げることは、 正に競争の現れであり、通常の事業活動において広く見られるものであって、 その行為自体が問題となるものではない。

しかしながら、一般電気事業者がその供給区域において100%近い市場シ ェアを有する現状においては、こうした一般電気事業者が、効率的な費用構造 を有する新規参入者への対抗手段として、当該新規参入者が交渉を行い又は交 渉を行うことが見込まれる相当数の顧客に対し、当該顧客への供給に要する費 用を著しく下回る料金を提示することによって当該顧客との契約を維持しよう とする行為は、新規参入者の事業活動を困難にするおそれがあることから、独 占禁止法上違法となるおそれがある。

特定の関係のある需要家への小売

 一般電気事業者が、当該一般電気事業者の子会社等に対してのみ、公表された標準メニューに比べ、不当に低い料金を適用することにより、一般電気事業者の子会 社等を著しく有利に扱うことは、独占禁止法上違法となるおそれがある(差別対価等)。

部分供給(注)

- (注)部分供給とは、「複数の電気事業者の電源から1需要場所に対して、各々の発電した電気が物理的に区分されることなく、1引き込みを通じて一体として供給される形態」をいう。
- (ア)部分供給料金の不当設定

需要家等からの部分供給の要請に対して、従来のメニューに比べ、正当な理由 なく、高い料金を設定し、又は料金体系を不利に設定することは、需要家が一般 電気事業者から全量供給を受けざるを得ず、新規参入者の事業活動を困難にさせ るおそれがあることから、例えば、以下の場合には、独占禁止法上違法となるお それがある(差別的取扱い、排他条件付取引等)。

ー般電気事業者が、全量供給の場合においては、あらかじめ公表している標 準メニュー(注)を適用する代わりに、又はそれに加え、需要形態に応じた多 様なオプションメニューを設定・適用し、電力を供給している一方で、部分供 給の場合においては当該部分供給の需要形態に応じたメニューを設定せず、正 当な理由なく不利な料金体系を設定・適用すること。

(注)自由化対象需要家と一般電気事業者の契約形態等自由化分野の現状を踏 まえると、一般電気事業者が公表しているメニューが、標準的なものであ

るとは必ずしも認められない場合がある。

従来の料金に比べて、部分供給に変更したことに伴い経常的なコストアップ が発生する場合に当該コストアップ以上に高い料金に変更すること又は変更 することを示唆すること。

一般電気事業者からの電力供給に加えて、新規参入者からの部分供給を受ける需要家に対して、自家発電設備により需要を補う場合に比べて、需要形態が同様であるにもかかわらず高い料金に変更すること又は変更することを示唆すること。

(イ)部分供給の拒否

需要家等からの部分供給の要請を放置したり、交渉開始や交渉期間を殊更引き 伸ばすこと、部分供給を拒絶することや、その条件を不当に厳しくすることによ り事実上部分供給を拒絶することは、需要家が一般電気事業者から全量供給を受 けざるを得ないこととなり、新規参入者の事業活動を困難にさせるおそれがある ことから、独占禁止法上違法となるおそれがある(排他条件付取引等)。

また、需要家等からの部分供給の要請を受けた一般電気事業者が、当該需要家 に部分供給する新規参入者に対して、自己から常時バックアップ供給を受けるこ とを強要することは、独占禁止法上違法となるおそれがある(抱き合わせ販売、 優越的地位の濫用等)。

(ウ)負荷追随を伴う部分供給の拒否

一般電気事業者が部分供給の申出に対してあらかじめ供給する量を定める供 給形態を希望することは、直ちに独占禁止法上問題となるものではない。

しかしながら、電力の供給に当たっては、電力需要の変化に合わせて発電出力 を調整する(負荷追随する)ことが必要であり、新規参入者から供給を受ける需 要家に対して、一般電気事業者が、負荷追随を伴う部分供給を不当に拒否するこ とは、需要家が一般電気事業者から全量供給を受けざるを得ず、新規参入者の事 業活動を困難にさせるおそれがあることから、例えば、以下の場合には、独占禁 止法上違法となるおそれがある(排他条件付取引等)。

負荷追随できない新規参入者から供給を受ける需要家に対して、一般電気事 業者が事前に定めた供給量のみ部分供給を行うとすること。

負荷追随できない新規参入者から供給を受ける需要家に対して、一般電気事 業者が供給割合に応じた負荷追随しか行わないこと。

(エ)必要性を超えた事前通知の要請

一般電気事業者が負荷追随を伴う部分供給を行う場合に、一般電気事業者が自 らの供給区域における需給のマッチングを行うという現行の電気事業制度を前 提とすると、計画的な発電を行うため、新規参入者の予定供給量の事前通知を求 める必要性があることに一定の合理性があることは否定できない。

しかしながら、託送供給約款上、新規参入者が一般電気事業者の送電線を利用 して小売する際に、実際に供給された量が事前通知された予定供給量を一定以上 下回った場合、変動範囲外バックアップ料金等が新規参入者に課せられることと なるので、一般電気事業者の日々の発電計画作成の必要性を超えた事前通知の期 限、内容等を求めることは、新規参入者の事業活動を困難にさせるおそれがある ことから、独占禁止法上違法となるおそれがある(差別的取扱い等)。

例えば、需要家に新規参入者の供給予定量について事前通知を求めることは、 以下の場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある。

一般電気事業者が発電計画を作成する観点及び系統運用上の観点から必要 と認められる時刻より前に、新規参入者の供給予定量の事前通知を求めること。

一般電気事業者が発電計画を作成する観点から必要と認められる最小限の 単位時間当たりの供給予定量に比べて、詳細に区切った単位時間当たりの供給 予定量の事前通知を求めること。

事前通知に係る事務を新規参入者に委託することを禁止することにより、事 前通知手続に過大な負担を課すこと。

戻り需要(注)時の不当な高値の設定等

一般電気事業者が、新規参入者から一般電気事業者に供給先を変更しようとする 需要家(いわゆる戻り需要)に対して、公表された標準メニューに比べて、不当に 高い料金を適用する又はそのような適用を示唆することは、需要家の取引先選択の 自由を奪い、新規参入者が他に取引先を容易に見い出すことが困難となることから、 独占禁止法上違法となるおそれがある。また、戻り需要に対して、交渉に応じず従 来供給していた料金に比べて高い最終保障約款を適用することも、同様に、独占禁 止法上違法となるおそれがある(差別対価等)。

ただし、戻り需要に対応するため、予備力を活用することに伴う合理的なコスト アップを反映した料金を設定することは、原則として、独占禁止法上問題とならな い。

(注) 一度新規参入者と契約した需要家が再び一般電気事業者と電気の供給契約を 求める場合の需要のことをいう。

自家発補給契約の解除・不当な変更

自家発電設備を有する需要家は、自家発電設備の故障等の際の電力補給のため、 自家発補給契約を締結することが必要となるが、突発的な事態に対応するための供 給予備力の保有が困難なこと、託送料金の負担などから一般電気事業者以外の事業 者による類似のサービスの提供が実質的に困難な状況にある。

このような状況において、一般電気事業者が、新規参入者から電力の供給を受け、 若しくは新規参入者に対して電力を供給し、又は自家発電設備を活用して新規参入 をしようとする自家発電設備を有する需要家(以下「特定自家発電設備保有者」と いう。)に対して、自家発補給契約を打ち切る若しくは打切りを示唆すること、又 は従来料金より高く設定する若しくはそのような設定を示唆することは、特定自家 発電設備保有者が新規参入者との電力取引や自らの新規参入を断念せざるを得な くさせるものであることから、例えば、以下の場合には、独占禁止法上違法となる おそれがある(排他条件付取引、差別対価等)。

特定自家発電設備保有者に対して、自家発補給契約を打ち切ること。

特定自家発電設備保有者との自家発補給契約(単独の自家発補給契約)の料金 を、一般電気事業者からの全量供給に付随する場合の自家発補給契約の料金と比 較して、同じ需要形態であるにもかかわらず、高く設定すること。

不当な最終保障約款

一般電気事業者が定める最終保障約款について、公表された標準メニューと比べて、不当に高いものである場合には、最終保障約款により供給を受ける需要家の利益を著しく阻害するおそれがあることから、電気事業法上の変更命令が発動される(電気事業法第19条の2)。

ただし、最終保障約款の適用を受ける需要家が戻り需要であり、これに対応する ため、一般電気事業者が予備力を活用する状況にある場合には、標準メニューに比 べて合理的なコストアップを反映した料金を設定することは、原則として、電気事 業法上問題とならない。

需給調整契約の解除・不当な変更

素材型製造業等を営む産業用電力の需要家の多くが一般電気事業者と需給調整 契約(注)を締結しており、産業用電力の需要家の事業活動にとっては重要な契約 になっている。また、新規参入者が電力を調達する先は、主として大規模な自家発 電設備を有する需要家であるが、そのほとんどすべてが一般電気事業者と需給調整 契約を締結している状況にある。

(注)需給調整契約とは、需要家の負荷パターンを基に、ピーク時間帯の負荷を軽 負荷時に移行させ、ピーク時間帯等における最大使用電力を従来より低く設定 することにより、負荷平準化を確保するとともに一般電気事業者の需給状況の 改善を図り、設備の効率的な運用に資することを目的とするメニューである。 料金単価も、ピーク時間帯については他のメニューと比較して高額に、深夜等 軽負荷時間帯については安価に設定されており、深夜の操業比率が高い製造業 等においては、こうした負荷パターンに相応した小さな料金負担となるメニュ ーである。 一般電気事業者が需要家と需給調整契約を締結すること、又は契約を締結しない こと自体は、直ちに独占禁止法上問題となるものではない。しかしながら、このような状況のもと、一般電気事業者が、新規参入者から電力の供給を受け、若しくは 新規参入者に対して電力を供給し、又は自家発電設備を活用して新規参入をしよう とする自家発電設備を有する需要家との既存の需給調整契約を、正当な理由なく、 打ち切る又は打切りを示唆することは、当該需要家が新規参入者との電力取引や自らの新規参入を断念せざるを得なくさせるものであることから、例えば、以下の場 合には、独占禁止法上違法となるおそれがある(差別的取扱い、取引妨害等)。

需要家が一般電気事業者以外の新規参入者から部分供給を受ける場合に、一般 電気事業者から供給を受ける負荷の形態が従来より悪化しないにもかかわらず、 既存の需給調整契約を打ち切る又は打切りを示唆すること。

余剰電力の販売先を既存の一般電気事業者から新規参入者に変更する自家発 電設備を有する需要家に対して、一般電気事業者から供給を受ける負荷の形態が 従来より悪化しないにもかかわらず、既存の需給調整契約を打ち切る又は打切り を示唆すること。

自家発電設備の電力容量を増強して、余剰電力を新規参入者に販売する自家発 電設備を有する需要家(従前、一般電気事業者から電力を購入していた場合を含 む。)に対して、一般電気事業者から供給を受ける負荷の形態が従来より悪化し ないにもかかわらず、既存の需給調整契約を打ち切る又は打切りを示唆すること。

増強した自家発電設備の電力容量を活用して新規参入しようとする自家発電 設備を有する需要家(従前、一般電気事業者から電力を購入していた場合を含 む。)に対して、一般電気事業者から供給を受ける負荷の形態が従来より悪化し ないにもかかわらず、既存の需給調整契約を打ち切る又は打切りを示唆すること。

余剰電力購入契約の解除・不当な変更

一般電気事業者に卸売を行う事業者(卸電気事業者・卸供給事業者・自家発電設備を有する需要家等。以下「卸売事業者」という。)は、発電電力の一部を新規参入者に卸売したり、直接需要家に供給することにより新規参入することが可能である。電気事業分野における公正かつ自由な競争を促進する観点から、これらの事業者の参入が期待されているところである。

しかしながら、一般電気事業者が、新規参入者に卸売しようとし、又は直接需要 家に供給しようとする卸売事業者に対して、自己が供給を受ける分の購入契約を解 除する若しくは解除を示唆すること、又は購入料金を引き下げる若しくはそのよう な引下げを示唆することは、卸売事業者が新規参入者との電力取引や自らの新規参 入を断念せざるを得なくさせるものであることから、独占禁止法上違法となるおそ れがある(取引拒絶、差別対価等)。

なお、電源を保有する事業者が、全量を一般電気事業者に卸売する場合と異なり、 その一部を小売に転用する場合であって、小売量の変動に伴う余剰電力量の変動が 生じる場合には、一般電気事業者が全量購入時と比べて供給の安定性の低下を適正 に反映した購入単価の引下げを行っても、直ちに独占禁止法上問題とならない。

卸供給契約の解除・不当な変更

卸売事業者は、一般電気事業者との卸供給契約の変更を行うこと等により、発電 電力の一部を新規参入者に卸売したり、直接需要家に供給することにより新規参入 することが可能である。電気事業分野における公正かつ自由な競争を促進する観点 から、これらの事業者の参入が期待されているところである。

しかしながら、一般電気事業者が、新規参入者に卸売しようとし、又は直接需要 家に供給しようとする卸売事業者に対して、自己が供給を受ける分の卸供給契約を 解除する若しくは解除を示唆すること、又は卸供給契約料金を引き下げる若しくは そのような引下げを示唆することは、卸売事業者が新規参入者との電力取引や自ら の新規参入を断念せざるを得なくさせるものであることから、独占禁止法上違法と なるおそれがある(取引拒絶、差別対価等)。

なお、電源を保有する事業者が、全量を一般電気事業者に卸売する場合と異なり、 その一部を小売に転用する場合であって、小売量の変動に伴う卸電力量の変動が生 じる場合には、一般電気事業者が全量購入時と比べて供給の安定性の低下を適正に 反映した購入単価の引下げを行っても、直ちに独占禁止法上問題とならない。

不当な違約金・精算金の徴収

需要家との契約期間の設定や契約期間中における解約に係る違約金の設定をどのように行うかは、原則として事業者の自主的な経営判断に委ねられている。

しかしながら、需要家が新規参入者から電力の供給を受けるため既存契約を解約 する場合に、不当に高い違約金・精算金を徴収することにより需要家が新規参入者 との取引を断念せざるを得なくさせる場合があり、例えば、以下の場合には、独占 禁止法上違法となるおそれがある(拘束条件付取引、排他条件付取引等)。

負荷率別契約等の特別メニュー等の契約期間内において、新規参入者に契約を 切り替える需要家に対して、解約までに享受した割引金額の返還を求める以外に 不当に高い違約金・精算金を設定すること。

需要家との間で付随契約(例:週末の料金を安くする特約)を締結する際、主 契約と異なる時期に一般電気事業者が一方的に契約更改時期を設定することに より、当該需要家が新規参入者に契約を切り替える場合に精算金を支払わざるを 得なくさせること。

物品購入・役務取引の停止

一般電気事業者が、物品・役務について継続的な取引関係にある需要家(例えば、 発電設備、送電設備等電気事業に不可欠なインフラ設備の販売事業者)に対して、 新規参入者から電力の供給を受け、又は新規参入者に対して余剰電力を供給するな らば、当該物品の購入や役務の取引を打ち切る若しくは打切りを示唆すること、又 は購入数量等を削減する若しくはそのような削減を示唆することは、当該需要家が 新規参入者との取引を断念せざるを得なくさせるものであることから、独占禁止法 上違法となるおそれがある(排他条件付取引等)。

また、一般電気事業者が、物品の購入や役務の取引について継続的な取引関係に ある事業者であって、新規参入者に影響力を有する者(例えば、新規参入者と資本 関係を有する者、新規参入者と取引している金融機関等)に対して、物品の購入や 役務の取引を打ち切り、又は購入数量を削減すること又は削減することを示唆する ことにより、新規参入者に影響力を有する者を通じて、新規参入者の事業活動を拘 束することも独占禁止法上違法となるおそれがある(取引妨害等)。

需要家情報の利用

一般電気事業者が、他の事業者がその事業活動に必要となる自らの顧客の情報を、
 当該顧客から情報の利用許諾を受けた他の事業者に対して営業部門に対する開示
 手続と同様の手続により開示しないことは、新規参入者等の事業活動を困難にさせることから、独占禁止法上違法となるおそれがある(差別的取扱い等)。

複数の行為を組み合わせた参入阻止行為

供給区域内の小売市場において独占的地位を有する一般電気事業者が、例えば、 新規参入者と交渉を行っている需要家に対する既契約の途中解約、電気料金の対抗 的値下げ、新規の解約補償料を伴う長期契約の締結等を組み合わせて不当に行うこ とにより、新規参入者の事業活動を困難にすることは、独占禁止法上違法となるお それがある(取引妨害等)。

(2)新規参入者への卸売

 一般電気事業者による新規参入者への卸売については、3%以内の同時同量未 達分の卸売(第一変動範囲内「しわとり」バックアップ(注1))、3~10%の 選択制の第二変動範囲内の同時同量未達分の卸売(第二変動範囲内バックアップ)、 変動範囲を超過する(注2)同時同量未達分の卸売(変動範囲外バックアップ) などのインバランス対応のバックアップ及び、それ以外の継続的な卸売(常時バ ックアップ)がある。

このうち、 については、新規参入に当たって不可避的に発生するものであり、 一般電気事業者以外にこうした卸売を行うことができないことから、電気事業法に おいて託送に付随するものとして託送供給約款において定めることになっている。

及び については、新規参入に当たって不可避的には発生しないものの、やはり 一般電気事業者以外にこうした卸売を行うことができないことから、同様に託送供 給約款において定めることとなっている。 については、電気事業法上規制をされ ていない。新規参入者があまりに過度に相当の長期間にわたって常時バックアップ に依存することは望ましくなく、卸電力取引所の創設に伴い、今後は、取引所に移 行していくことが期待されている。ただし、そのためには、卸電力取引所における 取引が十分に厚みのあるものであること及び市場監視が十分になされることなど の条件が整うことが必要となる。

- (注1)「しわとり」とは、一般電気事業者が、新規参入者による需要家への供給 における需要量に対する発電量の不足分を補うことをいう。
- (注2)3~10%の第二変動範囲を選択しなかった場合は3%を超過することを 指し、第二変動範囲を選択した場合は当該選択した変動範囲を超過すること を指す。
- ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為

インバランス対応のバックアップ

インバランス対応のバックアップ料金については、合理的なコストに基づいて設 定されることが、公正かつ有効な競争の観点から望ましい。

イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

第一変動範囲内バックアップ

適切なコストに基づかず、不当に高い価格を設定することは、新規参入者が託送 供給を受けることを著しく困難にするおそれがあることから、電気事業法上の変更 命令が発動される(電気事業法第24条の3)。

第二変動範囲内バックアップ

適切なコストに基づかず、不当に高い価格を設定した場合及び基本料金を設定す るに当たって、その設定に用いている固定費回収率が、小売料金の基本料金部分に 含まれている固定費回収率と比較して、不当に大きい場合は、新規参入者が託送供 給を受けることを著しく困難にするおそれがあることから、電気事業法上の変更命 令が発動される(電気事業法第24条の3)。

変動範囲外バックアップ

設定に用いている稼働時間が変動範囲外の使用実態を勘案したものになってい ない場合、季節別時間帯別に展開する方法が合理的なものでない場合、及び季節別 時間帯別に展開した料金率が、超過インバランスの発生に対して、著しく大きなペ ナルティ性を有していると認められる場合は、新規参入者が託送供給を受けること を著しく困難にするおそれがあることから、電気事業法上の変更命令が発動される (電気事業法第24条の3)。

また、インバランス対応のバックアップは、一般電気事業者以外の事業者にとって、 その供給が困難な状況の下、一般電気事業者が供給を拒否し、又は不当に高い料金を 設定する行為は、新規参入者の事業活動を困難にさせるおそれがあることから、独占 禁止法上違法となるおそれがある(取引拒絶等)。

常時バックアップ

卸電力市場は、卸電力取引所における取引量がいまだ多くないなど、十分に整備 されているとはいえない。常時バックアップは、現状では、新規参入者にとって引 き続き主要な電源調達手段となっており、卸電力取引所での取引等によってこれを 代替できるような状況にはない。また、一般電気事業者が新規参入者及び需要家に 供給し得る発電設備の大半を確保し、かつ既存の一般電気事業者の供給区域を越え て競争がほとんど行われていない状況においては、新規参入者が常時バックアップ の供給元を一般電気事業者以外に見いだすことが困難であることから、ほとんどの 新規参入者は、常時バックアップを既存の一般電気事業者に依存せざるを得ない状 況にある。

このような状況において、一般電気事業者に供給余力が十分にあり、他の一般電 気事業者との間では卸売を行っている一方で、新規参入者に対しては常時バックア ップの供給を拒否し、正当な理由なく供給量を制限し又は不当な料金を設定する行 為は、新規参入者の事業活動を困難にさせるおそれがあることから、例えば、以下 の場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある(取引拒絶、差別的取扱い等)。

(注)取引拒絶等に該当するかどうかは卸電力取引所等の電力の卸売市場の動向等 を踏まえて、個々の取引における一般電気事業者の行為が不当に新規参入者の 事業活動を困難にさせるおそれがあるかどうかにより判断されることになる。 新規参入者に対して、常時バックアップの供給を拒否し、又は正当な理由なく その供給量を制限すること。

同様の需要形態を有する需要家に対する小売料金に比べて高い料金(注)を設 定すること。

(注)常時バックアップ料金の不当性の判断においては、常時バックアップにお いては発生しない需要家の供給に係る託送費用や営業費用を減じないなど、

費用の増減を適正に考慮しているかどうかを含めて評価することとなる。

複数の需要家へ供給している新規参入者に対する常時バックアップ供給について、新規参入者が当該常時バックアップ契約を一本化するか別建てにするかを 選択できないようにすること。

複数の需要家へ供給する新規参入者に対する常時バックアップ供給について、 新規参入者が常時バックアップ契約の別建てを求めているにもかかわらず、一般 電気事業者が一本化しか認めず、期限付きの需要の終了に伴い契約電力を減少さ せた場合に新規参入者に対し精算金を課すこと。

(3) その他の行為

ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為

需要家情報へのアクセスの公平性の観点から、一般電気事業者は新規参入者に対して需要家情報を提供する窓口を設け、需要家の許諾のもと利用可能な情報の項目、 情報提供申込みに必要な書類、様式、回答に必要な期間等手続についてあらかじめ 定め、公表しておくことが公正かつ有効な競争の観点から望ましい。

イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

一般電気事業者が、営業活動の中で不当な情報(例えば、新規参入者の電気については停電が多い、電圧・周波数が不安定である等)を需要家に提供することによって、新規参入者と需要家の取引を妨害することは、独占禁止法上違法となるおそれがある(取引妨害)。

なお、電力系統の安定については、 託送制度上、新規参入者は需要家に対する 同時同量の供給を守る義務があり、同時同量の供給が守れない事業者は新規参入が できないこと、 一般電気事業者は、系統安定をネットワーク全体の管理によって 維待しており、新規参入者はそのためのコストを託送に付随するサービス(アンシ ラリーサービス)として負担することにより担保されている。 規制が残る小売分野における適正な電力取引の在り方

1 考え方

小売分野においては、非規制部分(自由化部門)と規制部分が併存している。規制 料金(供給約款)については、料金値下げの場合、届出制が導入されており、選択約款 制度の拡充が行われているため、柔軟な規制料金の設定が制度的に可能である。

このような制度の下、規制料金の設定においては、自由料金との比較に加えて、次に述べる点も踏まえ、一般電気事業者の適切な対応が必要である。

- 2 適正な電力取引の観点から望ましい行為及び問題となる行為
 - ア 適正な電力取引の観点から望ましい行為

自由料金が規制料金と整合性のとれたものとして設定され、また、規制料金が現 行制度の中で自由料金における創意工夫を取り込んでいくことが望ましい。これに よって、自由料金及び規制料金双方において、コストに見合った形でより多様な料 金体系が実現し、電気事業制度改革の趣旨であるすべての需要家に効率化の成果が 行き渡ることが期待される。

イ 適正な電力取引の観点から問題となる行為

規制料金が、自由料金との整合性を著しく欠いており不公平であるといった紛争 が規制対象需要家と一般電気事業者の間で生じた場合には、経済産業省は紛争処理 のプロセスにおいてこれを処理することとなる。その中で実際に、規制料金の設定 が不適当であり、規制部門の需要家の利益が阻害されるおそれがあると認められる 場合には、電気事業法上の供給約款認可申請命令又は選択約款変更命令が発動され る(電気事業法第19条第8項又は第23条)。

1 考え方

(1) 公正かつ有効な競争の観点からは、一般電気事業者自身の内部取引と同一の条件の下に、新規参入者に対してネットワークが開放されることが不可欠である。 具体的には、託送料金と給電指令等ネットワーク運用の両面において、こうした公平性が求められる。

電気事業法において、託送料金に関しては、一般電気事業者に、託送及びこ れに付随するバックアップ(第一変動範囲内、第二変動範囲内、及び変動範囲 外)の料金その他の供給条件について、託送供給約款を定め、経済産業大臣に 届け出ることを義務づけ、新規参入者による託送供給の利用が困難であるなど 託送供給約款の内容が不適切な場合には、経済産業大臣による変更命令が発動 されることとされている。

ネットワーク運用に関しては、一般電気事業者が正当な理由なく託送を拒ん だ場合には、経済産業大臣による託送命令が発動されることとされている。ま た、託送分野における禁止行為として、託送供給業務において知り得た情報の 目的外利用及び託送供給業務における差別的取扱いを禁止(電気事業法第24 条の6)しており、経済産業大臣はこれらに違反する行為があると認めるとき は当該行為の停止又は変更の命令が発動できることとされている(卸電気事業 者の振替供給業務においても上記行為規制は準用される。)。

(注)新規参入者と一般電気事業者との間でネットワークの運用を巡って紛争が生じた場合、まずは当事者間で紛争解決が図られるが、それでも紛争が解決しない場合には、最終的には経済産業省が電気事業法によって紛争処理を行うこととなる。その際には、紛争の原因となった事実・判断に関して、一般電気事業者がネットワークの情報を一元的に管理していることを踏まえ、一般電気事業者は十分に説明を行うこととする。

さらに、ネットワーク運用に関する公平・透明なルールの策定等を行う送配 電等業務支援機関に係る制度が導入され、ネットワーク運用者である一般電気 事業者は、送配電等業務支援機関が策定した運用ルールを踏まえて自社ルール を整備し、送配電等業務を行うこととなる。送配電等業務支援機関の運営につ いて、経済産業大臣はその公平性・透明性が確保されていないと認める場合は、 監督上必要な命令を発動する等の対応を行うことができることとなっている。

(2) これらの点については、電気事業法上の託送供給約款の届出・変更命令、託送 命令のスキーム、行為規制、及び送配電等業務支援機関に係る制度により担保さ れるものであるが、公正かつ有効な競争の観点から、次に述べる点を踏まえ、一 般電気事業者の適切な対応が必要である。 2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為

- (1)託送料金等についての公平性の確保
 - ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為

一般電気事業者が設定する託送料金については、合理的なコストに基づき、可能 な限り利用形態を反映した料金を設定した上で、利用形態に応じて一般電気事業者 と新規参入者が同一のコストを負担する場合には、公正かつ有効な競争の観点から 望ましい。

また、一般電気事業者は、あるひとつの需要場所に対して供給する場合の託送料 金負担について、新規参入を検討している者や新規参入者からの電気の購入を検討 している需要家からの問い合わせがあった場合、これに応じることが、公正かつ有 効な競争の観点から望ましい。なお、こうした問い合わせに対して一般電気事業者 の託送供給業務を行う部門が対応する場合には、営業部門等他部門との情報遮断を 厳格に行うことが適当である。さらに、透明性の確保の観点から、一般電気事業者 は、自由化対象の需要家への請求書又は領収書に託送料金相当支払分を明記するこ とが望ましい。

- (注)なお、電気事業法上非規制となっている自己託送についても、同じネットワ ークの利用であることから、一般電気事業者が自主的に、自己託送の条件を小 売託送の条件と比較して整合性のとれたものとすることが、公正かつ有効な競 争の観点から望ましい。
- イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

託送料金の算定根拠

新規参入者が託送供給を受けることを著しく困難にするおそれがあることから、 例えば以下の場合には、電気事業法上の変更命令が発動される(電気事業法第24 条の3)。

フォワード・ルッキング・コストとして織り込むべき要素(過去の費用実績、 原価算定期間における経営効率化の見込み、原価算定期間における技術革新の見 込み、原価算定期間における需要見込み、原価算定期間におけるインフレ率等の マクロ経済指標の見込み等)が不適当な場合。

原価算定期間の設定が不適切な場合。

託送供給料金の算定において一般電気事業者が届け出る事業者の実情に応じた基準が、一般電気事業託送供給約款料金算定規則に照らし不適切なものである場合。

託送供給料金が一般電気事業者自身の負担するコストとの間で公平性を欠く 場合で、需要種別ごとの基準託送供給料金について、当該一般電気事業者自身が 同様の利用形態でネットワークを利用した場合のコストに比べて不当な格差が 存在すると認められる場合。

託送供給料金の原価に算入される法第二十四条の三の規定による振替供給に 係る精算費用の算定について、一般電気事業者間における振替供給に係る費用の 算定に関する省令に基づき一般電気事業者から提出された内容が不適切な場合。

「託送供給に関する契約、給電指令のための基準等について」(以下「託送供 給利用ルール」という。)に基づいた供給条件の設定が不適当であり、特定規模 電気事業を営もうとする者又は営む者が一般電気事業者と公平な条件により託 送供給を受けることができないと認められる場合。

当該託送供給約款において定められている料金率や計算式をもって、使用量等 に応じた料金が計算可能でない場合。

当該託送供給約款における「託送供給利用ルール」に基づいた工事費負担等の 供給条件の設定が不適当であり、特定規模電気事業を営もうとする者又は営む者 が一般電気事業者と公平な条件により託送供給を受けることができないと認め られる場合。

託送供給料金が一般電気事業託送供給約款料金算定規則に基づいて定められ ていることを前提とした上で、正当な理由に基づいて区別を行う場合を除き、す べての託送供給利用者に対して平等でない場合。

託送供給約款に、振替供給、特殊設備、振替ロスに係る料金等広域的な電力流 通の円滑化に支障がある事項が記載されている場合。

2年程度にわたり、毎年の送配電部門の収支に超過利潤又は欠損が発生してい る場合、又は、送配電部門の想定総原価と送配電部門の費用実績に乖離が生じて いる場合で、翌年度に託送供給料金の再推計を行わない合理的な理由が存在しな い場合。ただし、約2年毎に託送供給料金の全国平均約7%の引き下げ改定実績 が見られる場合、又は、経営効率化計画等での言及において託送供給料金算定に 関して同様の効率化の見通しが表明される場合には、原則として該当しない。

原価算定期間を経過してもなお託送供給料金の算定の諸元となる費用の再推 計を行わないことについての説明が合理的かつ十分なものでない場合。

なお、上記の判断に当たっては、以下の情報を勘案することとする。

 特定規模電気事業を営む者と託送供給を行う一般電気事業者の間に託送供給 約款の設定について紛争が生じ、当事者間で解決できず、経済産業省に紛争が 持ち込まれた場合において、「電力・ガスの取引に関する紛争処理ガイドライ ン」に基づいた過程において得られた情報

連系線等の設備利用の拒否

連系線や周波数変換設備(以下「連系線等」という。)については、送配電等業 務支援機関により、その空容量等の公開や、事業者の連系線等利用に関する送電容 量管理・調整がなされる。これら業務の運営が公正かつ適確な実施を確保するため に必要があると認めるときには、経済産業大臣は機関に対し監督上必要な命令を行うこととなる(電気事業法第99条の3)。

(2)ネットワーク運営の中立性の確保

- (2)-1 一般電気事業者の託送供給
- (2) 1 1 一般電気事業者の託送供給業務に関して知り得た情報の目的外利用の
 禁止
 - ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為

託送供給の業務に関連した特定規模電気事業を行う者との情報連絡窓口は電気の販売営業活動又は契約等を行う部門(以下「営業部門」という。)ではなく、 送電サービスセンター・給電指令所とする。また、託送供給の業務に関連した電気供給事業者(新規に供給事業を営もうと意図している者も含む。)との情報受付・情報連絡窓口を明確化する。

送電サービスセンター、給電指令所、接続検討又は系統接続工事の実施等の電 力流通設備建設に係る計画に関連する業務を行う部門等において託送供給の業 務を行う従業員は、発電部門又は営業部門の業務は行わない。ただし、供給設備 の事故や非常災害時等、緊急的に供給支障を解消することが必要な場合、営業部 門に属する者が送配電部門の業務を行うことを妨げるものではない。

上記 に掲げるもののほか、一般電気事業者は、現在、営業部門と連携して行われている一般電気事業者の配電業務の過度の硬直化・非効率化を招かないよう に留意し、連携して行う必要のある業務については、当該業務を明確化する。

託送供給の業務に関して知り得た他の電気供給事業者及び電気の使用者に関する情報(以下「関連情報」という。)の遮断のため、託送供給の業務を行う従業員は、関連情報の記載のある文書・データを厳重に保管し、託送供給の業務を行う部門から他部門への関連情報の伝達及び両部門間の関連情報の共有(社内文書交換、共通サーバへのアクセス等)等を厳格に管理する。また、託送供給の業務を行う部門は、他部門とは別フロアーにする等により、物理的に隔絶する。

託送供給の業務を行う部門と発電部門・営業部門との人事交流に当たっては、 関連情報についての両部門間の情報遮断を確保するため、行動規範を作成し、当 該従業員に遵守させる。なお、両部門を統括するような地位にある従業員、経営 者等についても行動規範を遵守させる。

送電サービスセンター又は給電指令所に提供された関連情報について、託送供 給の業務を遂行するため当該業務を行う部門から他部門に依頼・伝達せざるを得 ない場合、電気供給事業者や関連する発電所・電気使用者の名称等データを特定 する必要のないものを送電サービスセンター又は給電指令所において符号化し て業務依頼等を行うなどの対応により、当該情報を他部門が目的外に活用できな いように厳格に管理する。

託送供給の業務を行う部門と他部門との関連情報の遮断に関して、社内規程又 は社内マニュアルを作成し、公表する。また、当該社内規程等の遵守状況に係る 管理責任者を選任し、公表する。

卸電力取引市場において供給力の調達・販売を行うトレーディング部門は、発 電部門・営業部門の一部と位置付け、送配電部門と関連情報の遮断を確保する。

イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

託送供給の業務に関して知り得た他の電気供給事業者及び電気の使用者に関す る情報を当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供する行為 があると認められる場合は、一般電気事業者に対し、当該行為の停止又は変更の命 令が発動される(電気事業法第24条の6)。

「託送供給の業務に関して知り得た他の電気供給事業者及び電気の使用者に関 する情報」とは、他の事業者が知り得た場合に当該事業者の行動に影響を及ぼし得 る情報で、例えば、以下の情報及びこれらに基づき計算される情報等をいう。

他の電気供給事業者の電源(契約により調達するものを含む。以下同じ。)及び 電源開発の状況

- (a) 電源の接続予定地点、運転開始予定時期、最終規模
- (b) 個別電源毎の想定休廃止時期
- (c) 個別電源の発電機の仕様(電気系、機械系)発電機制御系の仕様、変圧器の仕様、構内の系統構成等

他の電気供給事業者の電源運用計画、出力配分及び作業条件等

- (a) 電源運用計画(電源作業停止計画、電源並入予定(年間、月間、週間、前日、当日)等)
- (b) 発電機出力分配、発電機運転状態
- (c) 電源作業条件、制約条件
- (d) 託送の状況(託送電力量、インバランス量、発電機事故状況等)
- 他の電気供給事業者の電気の使用者の需要動向・需要実績等
- (a) 需要動向(負荷率、個別需要家の需要見通し、需要家及びその規模の分布 等)
- (b) 需要実績(最大電力、年(日)負荷率、負荷変動状況、個別需要家の動向 等)
- (c) 託送の状況(託送電力量、近接性評価割引対象電力量等)

「当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供する行為」と

は、例えば、当該情報を以下のような目的に利用することをいう。 他の電気供給事業者の経営状況の把握 他の電気供給事業者に対抗した電力供給の提案 他の電気供給事業者の特定の需要家を特に対象とした営業活動

他の電気供給事業者の需要家を自己又は自己の関係事業者に転換させ、又は他 の電気供給事業者の契約変更を阻止する等のために利用すること

電力市場において自己又は自己の関係事業者に有利な取引結果を現出させる ために利用すること

また、託送業務を行う一般電気事業者の送電部門は、託送サービスを受けようと する新規参入者から、需要家や需要規模等需要面及び発電所や発電規模等供給面に ついての情報の提供を受けることとなる。このため、送電部門は、新規参入者との 託送交渉の過程において、当該新規参入者やその顧客に関する情報を知り得る立場 にある。

このような状況において、一般電気事業者が、新規参入者との託送に関する業務 を通じて得た当該新規参入者やその顧客に関する情報を、一般電気事業者の営業部 門や他の事業部門が事業活動に利用することにより、新規参入者の競争上の地位を 不利にすることは、その事業活動を困難にさせるおそれがあることから、独占禁止 法上違法となるおそれがある(取引妨害等)。

(2) - 1 - 2 一般電気事業者の託送供給業務における差別的取扱いの禁止

ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為

系統運用や系統情報の開示・周知等について、送配電等業務支援機関の定める 基本的な指針を踏まえて、電気供給事業者すべてに適用される社内ルールを定め、 それを公開し、当該ルールを遵守して託送供給を行う。

託送供給に係る契約電力の設定及び変更の取扱いについて、合理的かつ客観的 な基準を作成・公表し、それに基づいて統一的に行う。

イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

託送供給の業務について、特定の電気供給事業者に対し、不当に優先的な取扱い をし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与え る行為があると認められる場合は、一般電気事業者に対し、当該行為の停止又は変 更の命令が発動される(電気事業法第24条の6)。

「特定の電気供給事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与 え、又は不当に不利な扱いをし、若しくは不利益を与える行為があると認められる 場合」とは、例えば、以下のような場合をいう。

送配電部門の個別ルールの差別的な適用

地域間連系線増強に係る計画調整プロセス、系統アクセスの検討、系統運用等に おいて、例えば、以下のように、一般電気事業者の発電・営業部門(卸電力取引所 において供給力の調達・販売を行うトレーディング部門を含む。以下同じ。)と他 の電気供給事業者とを不当に差別的に取り扱った場合。

- (a) 一般電気事業者の発電・営業部門と他の電気供給事業者で、系統アクセスの検討に関して、検討に要する期間が不当に異なる、検討の内容が不当に異なる、条件を変更した場合の対応が不当に異なる、回答の内容が不当に異なる、適用する判断基準や技術基準が不当に異なる、費用負担が不当に異なる 又は計画を撤回した場合の取扱いが不当に異なる場合。
- (b) 一般電気事業者の発電・営業部門と他の電気供給事業者で、異なる条件で 給電指令をかける等、系統運用に関して不当に差別的に取り扱った場合(注 1)。
 - (注1)送配電等業務支援機関が策定した原子力発電等の長期固定電源に関 する優先給電指令に関する基本的な指針に従う場合には、原則として 問題とならない。
- (c) 一般電気事業者の発電・営業部門と他の電気供給事業者で、送電線の補修、 計器工事に関する事前調整や情報の提供について不当に差別的に取り扱った 場合。
- (d) 一般電気事業者の発電・営業部門と他の電気供給事業者で、送電容量の利 用に関して不当に差別的に取り扱った場合(注2)。
 - (注2)送配電等業務支援機関が策定した原子力発電等の長期固定電源に関す る空容量の優先配分に関する基本的な指針に従う場合には、原則として 問題とならない。
- (e) 一般電気事業者の発電・営業部門と他の電気供給事業者で、系統アクセスの申込みに対して、正当な理由なく送電線を迂回して立地する等により、地内送電線及び連系送電線の整備等に関して不当に差別的に取り扱った場合。

送配電部門が所有する情報の差別的な開示・周知

託送料金の改定、系統情報等の送配電部門が保有する情報の開示・周知において、 例えば、以下のように、一般電気事業者の発電・営業部門と他の電気供給事業者と を不当に差別的に取り扱った場合。

- (a) 一般電気事業者の発電・営業部門と他の電気供給事業者で、系統アクセスの検討の際に事前に開示する情報(例えば、送電線ルート、予想潮流、空容量、送電線建設予定等に関する情報)に差がある場合(注3)。ただし、立地点、連系電圧、連系対象設備の規模等アクセス検討の対象の差により開示する情報に差が生じる場合はこの限りでない。
- (b) 一般電気事業者の発電・営業部門と他の電気供給事業者で、電力潮流状況 に関する情報の開示に不当に差がある場合(注4)。なお、送配電等業務支援 機関の情報の開示が、一般電気事業者の発電・営業部門と他の電気事業者で

不当に異なる場合には、送配電等業務支援機関に対して、支援業務の公正かつ的確な実施を確保するために必要があると認めるときとして、当該支援機関に電気事業法に基づき監督上必要な命令が発動される(電気事業法第99条の3)

- (注3、注4)送配電等業務支援機関が策定した情報開示に関する基本的な 指針に従い、情報セキュリティの確保の観点から、開示することが適 当でない場合において当該情報を開示しない場合には、原則として問 題にならない。
- (c) 一般電気事業者の発電・営業部門と他の電気供給事業者で、例えば、新託送料金の公表後、直ちに一般電気事業者の営業部門が新料金メニューによる 営業活動を行う場合等料金改定や条件変更に関する情報の事前の周知に不当 な差がある場合。
- (d) 一般電気事業者の発電・営業部門と他の電気供給事業者で、送配電部門が 保有する電気の使用者に関する情報(例えば、実績日負荷データ)の開示が 不当に差別的に取り扱われている場合。

需要家への差別的な対応

送配電部門の停電対応(停電状況の問い合わせ、停電復旧の順序等)、メーター の交換等において、例えば、以下のように、一般電気事業者の需要家であるか他の 電気供給事業者の需要家であるかにより不当に差別的に取り扱った場合。

- (a) 送配電部門の停電対応(停電状況の問い合わせ、停電復旧の順序等)に関して、一般電気事業者の需要家であるか他の電気供給事業者の需要家であるかにより不当に差別的に取り扱った場合(なお、結果として、停電復旧の順序が異なること自体が問題があるわけではない。)。
- (b) 需要家に設置されている計量器の交換の可否や交換時期に関して、一般電気事業者の需要家であるか他の電気供給事業者の需要家であるかにより不当に差別的に取り扱った場合。

託送料金メニュー・サービスの提供における差別的な対応

託送供給契約における託送料金メニューの提供、託送供給の業務におけるサービスの提供等において、例えば、以下のように一般電気事業者の発電・営業部門と他の電気供給事業者とを不当に差別的に取り扱った場合。

- (a) 託送供給契約において、電気供給事業者が需要家ごとに時間帯別送電サービスメニューを選択できないことにより、一般電気事業者が需要家ごとに選択可能なサービスとして自らの需要家に対して提供している時間帯別サービスと同等のサービスを電気供給事業者が提供できなくなる場合。
- (b) 託送供給契約において、電気供給事業者が1年未満の契約期間での契約が できない又は1年未満の期間で契約を解約して精算することができないこと

により、一般電気事業者が自らの需要家に提供している臨時電力又は臨時精 算と同等のサービスを電気供給事業者が提供できなくなる場合。

- (c) 託送供給の業務において、一般電気事業者の送配電部門からの電力使用量の連絡の時期・方法が、一般電気事業者の営業部門と電気供給事業者の間で不当に異なることにより、一般電気事業者が自らの需要家に提供している電力使用量の通知サービスと同等のサービスを電気供給事業者が提供できなくなる場合。
- (d) 託送供給に係る契約電力の設定及び変更の取扱いについて、一般電気事業 者の営業部門であるか他の電気供給事業者であるかにより異なる基準で行われる場合。

また、一般電気事業者による託送手続の不当遅延又は連系線等の設備利用の拒否 等については、例えば、以下のような場合には、新規参入者の事業活動を困難にさ せるおそれがあることから、独占禁止法上違法となるおそれがある(取引拒絶、差 別的取扱い等)。

一般電気事業者が、例えば、託送に当たって必要となる情報を十分開示せず、 又は託送に必要となる機材を調達せず託送手続を遅延させるなど実質的に託送 を拒否していると認められる行為、あるいは、情報の開示や手続について新規参 入者を自己に比べて不利にさせるような取扱いを行うこと。

一般電気事業者が、新規参入者からの連系線等の利用の申請に対して、正当な 理由がないにもかかわらず、その利用又は最小利用可能電力や利用可能電力の契 約単位を制限すること。

(2)-2 卸電気事業者の振替供給

卸電気事業者は、一般電気事業者に対して行うその一般電気事業の用に供する振替 供給の業務に対して、他の電気供給事業者に係わる情報を知り得ることとなること、 並びにいかなる一般電気事業者についても公平に取り扱うこと及び卸電気事業者が 振替供給を利用させる一般電気事業者が行う託送供給を利用する特定の電気事業者 についても公平に扱うことが求められることから、電気事業法第24条の7において 「一般電気事業者の託送供給に伴う禁止行為」(同法第24条の6)を準用すること としたものである。 なお、本ガイドラインが発出される時点で「卸電気事業者の振 替供給の業務」を行っている事業者は電源開発株式会社のみである。

(2) - 2 - 1 卸電気事業者の振替供給における情報の目的外利用の禁止

ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為

上記(2)-1-1 における一般電気事業者の託送供給に関する「公正かつ有 効な競争の観点から望ましい行為」を準用するものとする。その際、「託送供給」 とあるのは「振替供給」と、「特定規模電気事業」とあるのは「一般電気事業」と、 「送電サービスセンター」とあるのは「振替供給関係情報連絡窓口」と、「送配電 部門」とあるのは「送変電部門」と読み替えることとする。 なお、一般電気事業 者の託送供給に関するア については、卸電気事業者の振替供給においては配電業 務が存在しないことから対象外となる。

イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

卸電気事業者の振替供給の場合には、一般電気事業者と異なり、

- ・ 卸電気事業者は、自社のネットワーク設備の運用を行い、直接需要家に対して電気の供給を行っているわけではない。
- 卸電気事業者は、特定規模電気事業者から、託送供給の申込みや電源の接続
 検討の依頼を、直接的に受けるわけではない。
- 卸電気事業者は、ネットワーク運用(他社電源や個別需要の状態監視や給電 指令)を行っているわけではない。

ことから、その「振替供給の業務に関して行うことのできる行為」についてはおの ずと限定されたものとなる。

しかしながら、卸電気事業者は、その振替供給の業務の実施に当たり、自社の送 変電設備の整備、運転、保守を行っていることから、一般電気事業者に対する「公 正かつ有効な競争の観点から問題となる行為」を準用すれば、

当該送変電設備への他の電気供給事業者の電源接続に伴い知り得た電源及び 電源開発の状況等

当該送変電設備の作業停止計画調整に伴い知り得た他の電気供給事業者の電 源運用計画(電源作業停止計画、電源並入予定等)

当該送変電設備の運転を通じて知り得た他の電気供給事業者の託送の状況(振 替電力量、発電機事故状況等)

の情報について、当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供 する行為があると認められる場合は、一般電気事業者と同様に、当該行為の停止又 は変更の命令が発動される(電気事業法第24条の7における一般電気事業者の託 送供給に関する禁止行為の規定の準用)。

(2) - 2 - 2 卸電気事業者の振替供給における差別的取扱いの禁止

ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為

上記(2)-1-2 における一般電気事業者の託送供給に関する「公正かつ有 効な競争の観点から望ましい行為」を準用する。その際、「託送供給」とあるのは 「振替供給」と、「電気供給事業者すべてに適用」とあるのは「一般電気事業者に 適用」と読み替えることとする。

- イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為 卸電気事業者の振替供給の場合には、一般電気事業者と異なり、
 - ・ 卸電気事業者は、自社のネットワーク設備の運用を行い、直接需要家に対し

て電気の供給を行っているわけではない。

- 卸電気事業者は、特定規模電気事業者から、託送供給の申込みや電源の接続
 検討の依頼を、直接的に受けるわけではない。
- ・ 卸電気事業者は、ネットワーク運用(他社電源や個別需要の状態監視や給電 指令)を行っているわけではない。

ことから、その「振替供給の業務に関して行うことのできる行為」についてはおの ずと限定されたものとなる。

しかしながら、卸電気事業者は、その振替供給の業務の実施に当たり、自社の送 変電設備の整備、運転、保守を行っていることから、

当該送変電設備に対するアクセス検討又は当該設備の補修若しくは整備(設計のために行う検討も含む。)を行う際に、自社の発電・営業部門と他の電気供給 事業者とを不当に差別的に取り扱うこと

作業停止計画情報、事故復旧情報等の情報の開示、周知を行う際に、自社の発 電・営業部門と他の電気供給事業者とを不当に差別的に取り扱うこと

が認められる場合には、一般電気事業者の託送供給の業務の場合と同様、当該行為の停止又は変更の命令が発動される(電気事業法第24条の7における一般電気事業者の託送供給に関する禁止行為の準用)。

一般電気事業者の電気の調達分野における適正な電力取引の在り方

- 1 考え方
- (1) 一般電気事業者が電気を調達する方法としては、主に以下の4つの選択肢がある。

原子力・水力等の長期固定電源は、初期投資が大きく投資回収期間が長いと いう特徴を有する。エネルギーセキュリティ確保・環境保全という公益的課題 の達成の観点及び一般電気事業者間の電源立地条件等の差に基づく地域的な需 給ギャップを解消するという広域的運営の観点から、長期固定電源については、 投資リスクのマネジメントを容易にする投資環境が保たれることが必要である。 このため、引き続き、電気事業法上の供給計画に基づき、計画的に優先して開 発する。

火力電源の開発については、自社で建設する場合は、電気事業法上の供給計 画に基づき、計画的に開発する。また、他者から調達する場合は、入札を実施 することもできるが、入札によらない場合は、原則、電気事業法上の卸供給と して規制料金により調達する。

供給力を確保したり、また、既に保有している電源を他の事業者のより低コ ストな電源で代替することによって経済性を追求するため、卸電力取引市場を 利用して調達することも可能である。

上記のほか、一般電気事業者間では、系統運用上の調整手段として、)緊急 的な供給力の不足分を調達するための融通として需給相互応援融通が、)緊急 的な余剰分の融通としての広域相互協力融通が行われている。ただし、系統運 用者が当該融通を活用するに当たっては、事前にトレーディング部門が卸電力 取引市場等で調達・投入を行うとともに、これら融通以外に実質的に需給の不 一致を解消すべき手段が残されていないことが条件とされている。

- (2) 原子力・水力等の電源についてはどの程度の開発を行うかについては、公益的 課題を達成する観点も踏まえ、先取的に決定されることが妥当であり、その効率 性の担保についても、電気事業法上の小売規制料金の認可又は届出・変更命令及 び卸供給料金の届出・変更命令によることが妥当である。
- (3) 一方、原子力・水力等以外の電源からの調達については、公正かつ有効な競争の観点から、次に述べる点を踏まえ、一般電気事業者の適切な対応が必要である。
- (4) なお、平成17年4月、経済融通が廃止され、私設・任意の市場である卸電力 取引所における取引が開始された。我が国初の試みである卸電力取引所には、指 標価格の形成、需給ミスマッチを解消する販売・調達手段の充実といった事業者 のリスクマネジメント機能を十分発揮することが求められており、今般の電気事

業制度改革において重要な役割が期待されている。現状において発電設備の大半 を所有している一般電気事業者には、取引開始当初は卸電力取引所へ投入し、ま た、必要に応じて卸電力取引所からの調達を行うことが期待されており、卸電力 取引所を利用して電力を投入・調達しようとする際にも、当該卸電力取引所が定 める透明公正な手続、公正なルールに従って取引を行うことが求められる。

2 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

卸供給における不当な料金設定

既存火力電源からの電気の調達については、電気事業法上、卸供給として、経済 産業大臣に届け出た料金で調達することとされており、この料金が適正な原価に適 正な利潤を加えたものとして適切に設定されていない場合には、電気事業法上の変 更命令が発動される(電気事業法第22条)。

卸売事業者(IPPなど)に対する小売市場への参入制限

一般電気事業者が自己に卸売を行う事業者(卸電気事業者・卸供給事業者・自家 発電設備を有する需要家等)に対して、当該事業者が一般電気事業者への卸売の余 剰分を活用して小売市場に新規参入する場合に、当該事業者からの卸売契約を解除 する若しくは解除を示唆すること、又は買取り料金を不当に低く設定する若しくは そのような設定を示唆することは、新規参入を阻害するおそれがあることから、独 占禁止法上違法となるおそれがある(取引拒絶等)。

卸売事業者(IPPなど)に対する優越的な地位の濫用

一般電気事業者に卸売を行っている事業者(卸電気事業者・卸供給事業者・自家 発電設備を有する需要家等)に対して一般電気事業者が、取引の条件又は実施につ いて、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えるような行為を行うことは、独 占禁止法上違法となるおそれがある(優越的地位の濫用)。

一般電気事業者による発電設備の買取り

一般電気事業者が、自己の電力供給能力を増強・補完するために、既存の自家発 電事業者から発電設備を買い取ることは、基本的に一般電気事業者の経営判断の問 題である。

しかしながら、一般電気事業者が、新規参入者と発電設備の売却交渉を行ってい る事業者に対して、不当に高い購入価格を提示したり、当該事業者に供給している 電力の料金その他の取引条件を従来の条件に比して有利に取り扱い、又は新規参入 者に売却した場合には従来の条件に比して不利な条件を設定し、若しくは設定する ことを示唆することは、当該事業者が新規参入者への売却を断念せざるを得なくさ せるものであることから、例えば、以下の場合には、独占禁止法上違法となるおそ れがある(取引妨害等)。

余剰電力が十分あるにもかかわらず、現状の資産価値に比べて著しく高い買取 り価格を提示すること。

自己に売却することを条件に電力の供給等自己の提供するサービスの料金を 割り引くこと。

新規参入者に売却した場合、自己の提供するサービスを拒否し、又は当該サービスの料金を従来の料金に比して高く設定すること。

1 考え方

卸電力市場については、一般電気事業者による長期の相対取引が大宗を占める構造に 大きな変化はみられないが、自由化の進展に伴い卸電力の取引形態は多様化し、市場の 流動性が徐々に高まっている。

電気事業分科会報告書「今後の望ましい電気事業制度の骨格」(平成15年2月15 日)において、投資リスクの判断の一助となる指標価格の形成、需給ミスマッチ時の電 力の販売・調達手段の充実等、事業者のリスクマネジメント機能を強化するため、卸電 力取引所の設立が提言された。これを受けて、平成17年4月から卸電力取引所におけ る実際の取引が開始された。取引量はいまだ少ないものの、卸電力取引の担い手のすべ てが参加し得るマーケットであり、卸電力市場の中で重要な役割を担うことが期待され る。

新規参入者にとっては、電源調達の多様化という観点から卸電力取引所における取引 は重要であり、常時バックアップが卸電力取引所に移行される場合には、さらにその重 要性は高まるものと考えられる。また、卸電力取引所におけるスポット取引は、余剰電 力の入札先及びインバランス発生を未然に防ぐための電源調達先として、新規参入者の 事業継続に欠かせない機能を有している。

2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為

(1)公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為

ア 売り札

一般電気事業者が発電設備の大半を所有しており、これらの電源が卸電力取引所に おいて取引されない場合は、卸電力取引所における取引が厚みをもつことを期待し得 ないため、一般電気事業者においては、余剰電源を卸電力取引所に対して積極的に投 入することが、公正かつ有効な競争の観点から望ましい。

イ 市場監視

発電部門におけるシェアが大きい電気事業者は、卸電力取引所内の取引においても、 単独、又は他の電気事業者と協調して取引量及び価格を自己に有利に設定できる可能 性がある。したがって、卸電力取引所において、不正な取引の監視のみならず、この ような支配的事業者の行動の検証を含めた市場監視が行われることが公正かつ有効な 競争の観点から望ましい。
ウ情報公開

卸電力取引所において、価格形成の信頼性の確保に資するような取引情報の公開が 実施されていくこと、また、市場監視の監視結果についても、適切に情報公開が行わ れることが公正かつ有効な競争の観点から望ましい。

(2) 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

卸売事業者は、一般電気事業者との既契約の変更を行うこと等により、発電電力の 一部を卸電力取引所において入札することが可能である。卸電力取引所における取引 を活性化させていく上で、これらの事業者の参加が期待されているところである。

卸電力取引所が新規参入者の電力調達手段として重要な役割を果たしていくことが 期待されている中で、一般電気事業者が、卸電力取引所に参加しようとする卸売事業 者に対して卸電力取引所への参加を不当に妨げることは、新規参入者の事業活動を困 難にするおそれがある場合があり、例えば、以下のような行為は、独占禁止法上違法 となるおそれがある。

ア 自家発補給契約の解除・不当な変更

一般電気事業者が、自家発電設備を活用して卸電力取引所に参加しようとする自家 発電設備を有する者に対して、自家発補給契約を打ち切る若しくは打切りを示唆する こと、又は従来料金より高く設定する若しくはそのような設定を示唆すること(拘束 条件付取引、差別対価等)。

イ 需給調整契約の解除・不当な変更

一般電気事業者が、卸電力取引所に参加しようとする自家発電設備を有する者との 既存の需給調整契約を打ち切る又は打切りを示唆すること(拘束条件付取引、差別的 取扱い等)。

ウ 余剰電力購入契約の解除・不当な変更

一般電気事業者が、卸電力取引所に参加しようとする余剰電力購入契約を締結して いる卸売事業者に対して、自己が供給を受ける分の購入契約を解除する若しくは解除 を示唆すること、又は購入料金を引き下げる若しくはそのような引下げを示唆するこ と(拘束条件付取引、差別対価等)。

エ 卸供給契約の解除・不当な変更

一般電気事業者が、卸電力取引所に参加しようとする卸供給契約を締結している卸

売事業者に対して自己が供給を受ける分の卸供給契約を解除する若しくは解除を示唆 すること、又は卸供給契約料金を引き下げる若しくはそのような引下げを示唆するこ と(拘束条件付取引、差別対価等)。 他のエネルギーと競合する分野における適正な電力取引の在り方

1 考え方

コージェネレーションシステムを含む自家発電設備については、広範な需要家に普 及しつつあり、自家発電設備の導入等は一般電気事業者の電力供給と競合関係にある。 他方、多くの自家発電設備を有する需要家は、自家発電設備に加えて既存の一般電気 事業者からの電力の供給を受けるとともに、自家発電設備の安定的運営の観点から自 己の設備を一般電気事業者のネットワークと連系させ、アンシラリーサービスの提供 や自家発補給契約等を締結しているなど、既存の一般電気事業者に依存せざるを得な い状況にある。

(注)これら需要家がその余剰発電分等を新規参入者若しくは卸電力取引所に卸売する、又は自ら新規参入する場合について公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為については、小売分野の「自家発補給契約の解除・不当な変更」、「
需給調整契約の解除・不当な変更」、「余剰電力購入契約の解除・不当な変更」、「
卸供給契約の解除・不当な変更」、卸取引所の「ア自家発補給契約の解除・不当な変更」、「
っ年給調整契約の解除・不当な変更」、「
っ余剰電力購入契約の解除・不当な変更」、「
っ余剰電力購入契約の解除・不当な変更」を参照。

また、近年、電力小売分野においては、非規制(自由化部門)又は規制部門を問わ ず、ガスを始めとする他のエネルギーとの競争が従来にも増して拡大の傾向を辿って いる。こうした中で、一般電気事業者はすべての熱源を電気で賄う、いわゆる「オー ル電化」の普及促進活動を積極的に展開するなどの方策を講じている。このような状 況において、一般電気事業者がオール電化を推進する手段によっては、公正な競争を 阻害しているのではないかという懸念が生じている。

このようなエネルギー間の競争がみられる分野においても、公正かつ有効な競争の 観点から、次のような点において、一般電気事業者が適切な対応を行うことが必要と なる。

2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為

(1) 自家発電設備の導入又は増設

ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為

自家発電設備を電力系統に連系する場合には、公共の安全の確保の観点から、電 気事業法第39条及び第56条に基づく電気設備に関する技術基準を定める省令 (平成9年通商産業省令第52号)が、また、系統の電力品質を確保していくため、 電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン(16資電部第114号(平成 16年10月1日))(以下「系統連系ガイドライン」という。)が定められてお り、これらの技術要件を満たしていくことが適切である。

自家発電設備を設置しようとする場合の系統連系に係る技術的な協議は、託送供 給を前提としない場合には各一般電気事業者の営業所にて受け付けられているが、 連系上技術的に満たすべき要件等の決定などを行う場合に、当該営業所の営業部門 の者が、配電部門の者と明確な峻別意識なく業務を行っている傾向にある。しかる に、当該協議は、託送供給に係る業務と直接結びつかないことから電気事業法上の 行為規制(第24条の6)の対象外であるが、本質的に、営業部門の業務ではなく 送配電部門の業務として行われるべき業務であることにかんがみれば、託送供給に 係る発電設備の系統連系の場合の取扱いも念頭に置きつつ、当該協議の窓口は送配 電部門とし、営業所等においてこれを明確化するとともに、当該協議を通じて得た 情報を適切に管理することが望ましい。なお、従来の小売契約を見直す等契約業務 が発生することに伴い、自家発電設備の導入が一般電気事業者の営業部門に判明す ることを妨げるものではない。

また、系統連系に伴う受変電設備の弾力運用(注)の考え方については、一般電 気事業者側においてもあらかじめ書面にて示しておく等により、発電設備設置者に とっても予見可能性を確保していくことが望ましい。

さらに、系統連系の際の逆潮流電力の取扱いについては、法令上の規定に適合す るとともに、系統連系ガイドラインの技術要件の考え方も踏まえ、各一般電気事業 者は、各発電設備設置者を公平に取り扱い、また、適切に発電設備設置者に対し説 明を行うことが望ましい。

- (注)「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン」の考え方に従えば、 発電設備の一設置者当たりの電力容量が、連系する系統の電圧階級の原則を超 える容量であっても、系統状況の設備実態、需要動向等を考慮した上で、標準 的な設備形成の技術要件で問題がない場合には、下位の電圧階級として受電す る弾力運用が可能となっている。
- イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

自家発電設備の導入又は増設の阻止等

一般電気事業者が自家発電設備の導入又は増設を不当に制限することは、一般電気事業者の市場における地位を維持、強化するものであり、自家発電設備の導入等をしないことを条件に、電力の供給を行うこと、又は電力の供給等自己の提供するサービスの料金を割り引くこと、若しくは有利に設定することのほか、蓄電池等の電力関連設備の価格を割り引くことは、独占禁止法上違法となるおそれがある(拘束条件付取引等)。

また、自家発電設備の導入等をしようとする需要家に対して、自家発電設備の導入等を実現した場合において、電力の供給、自家発電補給等自己のサービスの提供 を拒否する若しくは拒否を示唆すること、又は正当な理由なく、その料金その他取 引条件を従来に比して不利に設定する若しくはそのような設定を示唆することは、 自家発電設備の導入等の断念を余儀なくさせるものであることから、例えば以下の 場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある(拘束条件付取引等)。

コージェネレーションシステム等自家発電設備の導入等をしようとする需要 家に対して、負荷移行等の需給調整契約の要件を満たしている場合において、既 存の需給調整契約を打ち切ること又は打切りを示唆すること。

コージェネレーションシステム等自家発電設備の導入等をしようとする需要 家に対して、これまで高圧電線路での受電が認められていたにもかかわらず、特 別高圧電線路での受電に変更するだけの条件の変化がない場合において、特別高 圧電線路での受電に変更しないと電力供給を行わないことを示唆すること。

さらに、新たに自家発電設備の導入等をしようとする需要家に対して、自家発電 設備の導入等を実現した場合において、正当な理由なく、アンシラリーサービス等 自家発電設備を有する需要家に必要なサービスに係る料金を、従来徴収していない にもかかわらず徴収する又は徴収することを示唆することにより自家発電設備の 導入等の断念を余儀なくさせることは、独占禁止法上違法となるおそれがある(拘 東条件付取引)。

自家発電設備を有する需要家に対する不利益等の強要

多くの自家発電設備を有する需要家は、自家発電設備に加えて既存の一般電気事 業者から電力の供給を受けるとともに、自家発電設備の安定的運用の観点から自己 の設備を一般電気事業者のネットワークと連系し、アンシラリーサービスや自家発 補給契約等のサービスの提供を受けるなど、既存の一般電気事業者に依存せざるを 得ない状況にある。

このような状況においては、自家発電設備を有する需要家は、一般電気事業者か ら不利益な条件を提示されてもこれを受け入れざるを得ないため、例えば、以下の 場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある(抱き合わせ販売、優越的地位の 濫用等)。

アンシラリーサービス、自家発電補給等自家発電設備を有する需要家に必要な サービスに係る料金その他取引条件を正当な理由なく一方的に設定すること。 自己又は自己の指定する事業者からの自家発電設備の購入を要請すること。

(2)オール電化等

ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為

規制分野における不特定多数の需要家を対象とする電力取引に当たってあらか じめ定型化された取引条件を定めた電気供給約款及び選択約款(以下、「供給約款 等」という。)については、需要家の属性いかんにかかわらず、一律に適用される べきものであるが、多岐にわたる取引条件のすべてをあらかじめ定型化することが 困難であるという供給約款等の性質上、需要家との個別協議によって決まる部分が ある。このため、供給約款等の運用に係る公平性及び透明性を確保する観点から、 一般電気事業者が供給約款等に記載されている事項を個別に運用する場合におい て、その運用が恣意的に行われているとの疑念を招きやすいものについて合理的か つ客観的な運用基準を定めて公表することが望ましい。

イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

一般電気事業者の恣意的な運用

一般電気事業者が供給約款等に記載されている事項を個別に運用する場合において、あらかじめ定められた合理的かつ客観的な運用基準に従って適切に運用され ている場合には、電気事業法上問題とならない。

しかしながら、一般電気事業者が技術上その他の正当な理由なく単にオール電化 等(オール電化に至らずとも給湯需要又は厨房需要などを他のエネルギーに代えて 電化する場合を含む。以下同じ。)の選択を条件として、運用基準に反し、例えば 以下のような判断を恣意的に行う場合には、電気事業法上認可を受けた又は届出を した料金その他の供給条件以外によることを禁止している供給約款の遵守義務違 反となる、又は業務改善命令が発動される(電気事業法第21条又は第30条)。

一般電気事業者の供給設備として、架空引込線に代えて地中引込線を採用する ことについて判断する場合。

マンション等の集合住宅や業務用ビルに対する電気の供給方法として、供給用 変圧器室等の設置が必要となる供給方法又は供給用変圧器室等の設置が不要と なる供給方法のいずれを採用するかについて判断する場合。

マンション等の集合住宅に対する電気の供給方法として、供給用変圧器室の設 置箇所数について判断する場合。

また、一般電気事業者がオール電化需要向けの選択約款を適用する際に、当該選 択約款ではガスメーターやガス配管設備の撤去までを求めていないにもかかわら ず、ガス配管設備等のガス設備の撤去を条件として、当該選択約款の適用を認める ことは、電気事業法上届出をした料金その他の供給条件以外によることを禁止して いる選択約款の遵守義務違反となる、又は業務改善命令が発動される(電気事業法 第21条又は第30条)。

一般電気事業者の負担による屋内配線工事

規制部門において一般電気事業者が保安上応急処置として必要に応じて実施す るものを除き、需要家の資産である屋内配線に係る工事費を負担することは、供給 約款等上認められないため、そもそもオール電化等の条件の有無にかかわらず、電 気事業法上認可を受けた又は届出をした料金その他の供給条件以外によることを 禁止している供給約款等の遵守義務違反となる、又は業務改善命令が発動される (電気事業法第21条又は第30条)。

また、自由化部門においてオール電化等の条件の有無にかかわらず、一般電気事 業者が需要家の資産である屋内配線に係る工事費を負担した上で、当該費用を電気 事業費用に計上するとともに規制部門の料金原価に算入する場合には、会計整理又 は料金原価の取扱いが不適当となって規制部門の需要家の利益が阻害されるおそ れがあることから、電気事業法上の会計整理違反となる、又は供給約款認可申請命 令が発動される(電気事業法第34条又は第23条等)。

一般電気事業者による電化機器の過剰な普及宣伝活動

一般電気事業者がオール電化住宅を含む電気給湯器及び電化厨房機器等の普及 宣伝活動を行う場合において、社会通念上の許容範囲内で行われている場合には、 電気事業法上問題とならない。

しかしながら、一般電気事業者が社会通念上の許容範囲を著しく逸脱して当該活動を行うことによって、電気事業の遂行上不適切な費用を電気事業費用に計上する とともに規制部門の料金原価に算入する場合には、会計整理又は料金原価の取扱い が不適当となって規制部門の需要家の利益が阻害されるおそれがあることから、電 気事業法上の会計整理違反となる、又は供給約款認可申請命令が発動される(電気 事業法第34条又は第23条等)。

一般電気事業者による不動産の買取り

一般電気事業者が新築マンションの開発業者との間で、オール電化マンションが 売れ残った場合には一般電気事業者が買い取ることを取り交わした保証条件によって、オール電化マンションを買い取った場合において、例えば当該マンションが 一般電気事業者の社宅用として活用される場合には、電気事業法上問題とならない。

しかしながら、社宅用等として使用しないオール電化マンションを購入し、それ を電気事業固定資産として計上するとともに規制部門の料金原価に算入する場合 には、会計整理又は料金原価の取扱いが不適当となって規制部門の需要家の利益が 阻害されるおそれがあることから、電気事業法上の会計整理違反となる、又は供給 約款認可申請命令が発動される(電気事業法第34条又は第23条等)。

オール電化とすることを条件とした不当な利益の提供等

一般電気事業者が、住宅等をオール電化とすることを条件として、正常な商慣習 に照らして不当な利益の提供を行うこと又は提供を示唆すること、不当にオール電 化とすることを取引条件とすること、あるいは、オール電化を採用する事業者に比 して、それ以外の事業者を不当に差別的に取り扱うことは、ガス事業者の事業活動 を困難にするおそれがある場合があり、例えば、次のような行為は、独占禁止法上 違法となるおそれがある(不当な利益による顧客誘引、拘束条件付取引、差別的取 扱い等)。

一般電気事業者が、住宅等の電線の地中引込みを要請された場合において、正当な理由なく、オール電化とすることを条件として当該要請に応じること。また、一般電気事業者が、住宅等をオール電化とすることを条件として、正当な理由なく、通常は負担しない電線の地中引込みに係る費用を負担すること。

一般電気事業者が、集合住宅をオール電化とすることを条件として、正当な理 由なく、当該集合住宅について供給用変圧器室の設置を免除すること。

ー般電気事業者が、住宅等をオール電化とすることを条件として、正当な理由 なく、住宅等の屋内配線に係る工事費等を負担すること。

一般電気事業者が、集合住宅等の開発業者に対して、当該集合住宅等をオール 電化とすることを条件として、正当な理由なく、当該集合住宅等の売れ残り物件 の買取り保証をすること。

また、一般電気事業者が、正当な理由なく、オール電化の条件として、需要家に 対して、需要家等の設備であるガスメーターやガス配管設備の撤去を求めることは、 ガス事業者の事業活動を困難にするおそれがあることから、独占禁止法上違法とな るおそれがある(排他条件付取引,取引妨害等)。

「適正な電力取引についての指針」(改定原案)に対する パブリックコメント提出者一覧

(募集期間:平成18年10月18日~同年11月20日)

区分	提出者数
PPS	3名
ガス関係事業者	3名
自家発電事業者	1名
その他事業者	1名
個人	2 名
言十	10名

PPSとは,電気事業分野の小売市場における新規参入者のことである。

「適正な電力取引についての指針」(改定原案)に対する意見と考え方

今回の改定原案に係る御意見

全体について

原案における該当箇所	意見の内容	考え方
	今回の改定原案は概ね妥当なものであると認識しておりま	本指針については、今後の競争環境の変化や関連する諸制
	す。今後新たな紛争事例等が発生した場合等については、必	度の改革を踏まえ、必要に応じて見直しを行っていくことと
	要に応じて項目の追加や記述の修正を施すなど、本指針の見	しています。
	直しを行っていただくことを要望いたします。【PPS】	
	今回の改定原案において、「複数の行為を組み合わせた参	事業者の行為が独占禁止法上違法となるかどうかは、個々
	入阻止行為」や「卸電力取引所における適正な電力取引の在	の事例ごとに競争への影響等を勘案して判断されますが、本
	り方」等の具体例が示され、それらが画一的に「望ましい行	指針は独占禁止法上違法となるおそれのある行為のうち代表
	為」、もしくは「問題となる行為」と判断されるような記述	的なものを例示しています。
	が追加されているが、このような記述は、指針の必要性(「市	
	場参加者が安心して経済取引を行えるような環境を整える」	
	「経営自主性の最大限の尊重・行政介入の最小化が図られ	
	る」)に相反するおそれがあり、独占禁止法の主旨にかんが	
	みると、問題や紛争が生じた場合に、個々の事例ごとに不当	
	性について判断すべきものであると考える。【個人】	
	今回の改定原案の視点も従来と同様に検討の太宗が、一般	御指摘のような行為についても、競争を実質的に制限する
	電気事業者の新規参入者に対する行為になっているが、新規	場合や公正な競争を阻害するおそれのある場合には、独占禁
	参入者が自家発電事業者に行っている行為についても、今後	止法上違法となります。本指針については、今後の競争環境
	検討がなされるべきではないか。【その他事業者】	の変化や関連する諸制度の改革を踏まえ、必要に応じて見直
		しを行っていくこととしています。
	相談事例が持ち込まれた場合には、指針を尊重しつつ、紛	資源エネルギー庁においては、「電力・ガスの取引に関する
	争処理ガイドラインに基づき、必要に応じて市場監視小委員	紛争処理ガイドライン(以下「紛争処理ガイドライン」)」に
	会で審議していただくなど、適切な対応がなされることを要	基づいて、必要に応じ総合資源エネルギー調査会電気事業分
	望いたします。【PPS】	科会・都市熱エネルギー部会市場監視小委員会(以下「市場
		監視小委員会」という。) に審議いただくなど、電気事業法上

原案における該当箇所	意見の内容	考え方
		問題になると考えられる紛争事例が生じた場合には、適切か
		つ迅速に対応してまいります。
		また、公正取引委員会では、本指針についての照会は経済
		取引局調整課で、個別の事例についての申告は審査局で受け
		付けており、独占禁止法上問題があると考えられる場合には、
		適切かつ迅速に対応してまいります。

第二部 適正な電力取引についての指針

自由化された小売分野における適正な電力取引の在り方

原案における該当箇所	意見の内容	考え方
2 公正かつ有効な競	「問題となる行為」として「卸供給契約の解除・不当な変	
争の観点から望まし	更」が追加されたことは適切であると考えます。【PPS】	
い行為及び問題とな		
る行為		
(1) 自由化対象需要家		
に対する小売供給・		
小売料金の設定		
イ 公正かつ有効な競		
争の観点から問題と		
なる行為		
卸供給契約の解		
除・不当な変更		
2 公正かつ有効な競	「問題となる行為」として「複数の行為を組み合わせた参	
争の観点から望まし	入阻止行為」が追加されたことは意義があり、適切であると	
い行為及び問題とな	考えます。【PPS】	
る行為	「複数の行為を組み合わせた参入阻止行為」が追加された	資源エネルギー庁においては、「紛争処理ガイドライン」に
(1) 自由化対象需要家	ことには賛成です。運用に当たっては、複数行為の組合せが	基づいて、必要に応じ「市場監視小委員会」に審議いただく
に対する小売供給・	実態として参入阻害要因になっていないかどうかについて、	など、電気事業法上問題になると考えられる紛争事例が生じ
小売料金の設定	規制当局が具体的事例ごとに適切に判断していくべきである	た場合には、適切かつ迅速に対応してまいります。
イン正かつ有効な競	と考えます。【PPS】	また、公正取引委員会では、本指針についての照会は経済
争の観点から問題と		取引局調整課で、個別の事例についての申告は審査局で受け

原案における該当箇所	意見の内容	考え方
なる行為		付けており、独占禁止法上問題があると考えられる場合には、
複数の行為を組み		適切かつ迅速に対応してまいります。
合わせた参入阻止行		
為		
		事業者の行為が独占禁止法上違法となるかどうかは、個々
	参入阻止行為を具体化していただきたい。具体的事例に当て	の事例ごとに競争への影響等を勘案して判断されます。した
	はまらない事例が生じた場合でも、参入阻止行為が疑われる	がって、独占禁止法上違法となるおそれのある行為を網羅的
	場合は、新規参入者側で対象事象を立証するだけではなく、	に示すことは難しく、本指針で記載しているものは、こうし
	一般電気事業者が嫌疑を晴らす立証を行う方式なども必要で	た行為のうち代表的なものの例示であり、本指針に記載され
	ある。さらに、複数の行為が、互いに関連性がないと宣言す	ていない行為であっても、市場における競争を実質的に制限
	るだけで、参入阻止を事実上履行される事は、回避すべき。	する場合や公正な競争を阻害するおそれのある場合には、独
	[PPS]	占禁止法上違法となります。
2 公正かつ有効な競	常時バックアップの取引所取引への移行について今後議論	今後の電気事業制度改革において議論を行う際、頂きまし
争の観点から望まし	される場合には、市場監視の強化のための実効性ある詳細ル	た御意見については参考とさせていただきます。
い行為及び問題とな	ールなどの「仕組み」をどのように構築するかを検討してい	
る行為	ただくとともに、電力市場における健全な競争にマイナスの	
(2) 新規参入者への卸 =	影響を与えないかなどにも十分配慮することが必要であると	
売	考えます。【PPS】	ᅑᇃᇴᆺᆇᇏᆕᆘᅸᇨᇦᆿᇨᆑᇫᄴᄵᆖᆂᅠᄳᆍᆮᆂᆇᆇ
↓ イ 公正かつ有効な競↓ 争の観点から問題と		新規参入者が常時バックアップの供給元を一般電気事業者
なる行為	り、本来、不自然なものと考えられる。 P P S が常時バック アップへの依存を前提で事業を行うのであれば、適正な競争	以外に見いだすことが困難な現状において、ほとんどの新規 参入者は、常時バックアップを既存の一般電気事業者に依存
ないう	が行われているとは言い難いのではないか。このような制度	シバ省は、市時バックアックを成任の 最電気事業者に依任 せざるを得ないため、一般電気事業者による常時バックアッ
	を、電力自由化の初期段階における競争促進策として位置づ	プの供給拒否等が、市場における競争を実質的に制限する場
	けているということであれば、常時バックアップの量及び期	合や公正な競争を阻害するおそれのある場合があります。こ
	間は必要最小限とすべきではないかと考える。【個人】	のため、本指針に独占禁止法上違法となるおそれがある行為
		として例示しています。また、本指針では、常時バックアッ
		プについて、「新規参入者があまりに過度に相当の長期間にわ
		たって常時バックアップに依存することは望ましくなく、卸
		電力取引所の創設に伴い、今後は、取引所に移行していくこ
		とが期待されている。ただし、そのためには、卸電力取引所

原案における該当箇所	意見の内容	考え方
		における取引が十分に厚みのあるものであること及び市場監 視が十分になされることなどの条件が整うことが必要とな る。」と記載しています。
	卸電力取引所が十分に整備されているとはいえず、電力市 場への新規参入者にとって常時バックアップは主要な電源調 達手段となっている現状を踏まえれば、価格設定の考え方が 変更され、安易に常時バックアップ料金が値上げされること は、新規参入者の事業活動に与える影響が極めて大きく、適 正取引の観点からもあってはならないことであると考えま す。【PPS】	常時バックアップは、電力自由化当初、小売における部分 供給と同一のものと位置付けられてきましたが、現状では、 新規参入者のベース電源として利用されており、卸供給との 位置付けになっていると考えられることから、こうした実態 に即して「望ましい行為」としての記述を削除しました。し かし、依然として、新規参入者が常時バックアップの供給元 を一般電気事業者以外に見いだすことが困難な現状におい
	現状では、一般電気事業者が普遍的な供給価格で電力供給 (常時バックアップ)をすることは義務と考える。また、そ の料金については、小売料金との整合性が必要。また、卸供 給価格の小売料金との乖離を一定以内とすることや地域内不 等率や使用負荷形態についても反映が必要。さらに新規参入 者が事業を継続することが不可能になるような料金の変更が ないよう変更範囲に一定の制限をかける必要があると考えら れます。【PPS】	て、ほとんどの新規参入者は、常時バックアップを既存の一 般電気事業者に依存せざるを得ないため、一般電気事業者に よる常時バックアップの供給拒否等が、市場における競争を 実質的に制限する場合や公正な競争を阻害するおそれのある 場合があります。このため、常時バックアップの「問題とな る行為」についての考え方に変更はありません。

卸電力取引所における適正な電力取引の在り方

原案における該当箇所	意見の内容	考え方
1 考え方	ここでいう「卸電力取引所」が指すものは、日本卸電力取	本指針における「卸電力取引所」が指すものは、すべての
	引所のみか、ナットソース・ジャパンを含むのか。【その他事	卸電力取引所が概念として含まれ得るものです。今般の改定
	業者】	において追加した卸電力取引所における「望ましい行為」及
		び「問題となる行為」については、取引量が豊富な JEPX を念
		頭において記載しています。
	卸電力取引制度におけるナットソース・ジャパンのような	御指摘の点は本指針へのコメントというよりは、制度設計
	機能はどのような位置付けとなるのか、市場インフラの公平	上のコメントと考えられます。頂きました御意見は、今後の
	な競争の有無についても議論されるべきであると考えるた	電気事業制度改革において参考とさせていただきます。
	め、今後の電気事業分科会等の議論においては一層の留意を	

原案における該当箇所	意見の内容	考え方
	期待したい。【その他事業者】	
	一般電気事業者の存在が独占的である以上は、主力電力の	
	調達の為に、常時バックアップの代替として JEPX を利用する	
	という考えは、価格面、電力量的観点から、成立する事は困	
	難であり、安定化のためには常に一定の取引量を確保し続け	
	る事が重要。また、常時バックアップの代替市場としての機	
	能を無理に求める場合には、取引量の一定以上の維持が前提	
	となることが必要。【PPS】	
2 公正かつ有効な競	日本卸電力取引所の先渡し市場、掲示板取引と、ナットソ	
争の観点から望まし	ース・ジャパンの市場機能とに大きな差異があるとは考えら	
い行為及び問題とな	れないが、実態上、卸電力取引市場における仲介機能は日本	
る行為	卸電力取引所の寡占状態であり、その形成に一般電気事業者	
(1) 公正かつ有効な競	及び一部の特定規模電気事業者の協力姿勢があると考えられ	
争の観点から望まし	る。一般電気事業者が売り札を提示する卸電力取引所は日本	
い行為	卸電力取引所だけで良いかについて、市場インフラの公平な	
ア 売り札	競争の有無についても議論がなされるべきであると考えるた	
	め、今後の電気事業制度改革においては一層の留意を期待し	
	たい。【その他事業者】	
	将来的に常時バックアップを代替するような厚みのある調	
	達手段の主要な市場とするためには、単に余剰電源を入札す	
	るだけでは常時バックアップを代替するような厚みのある市	
	場とはなりにくいと考えられるため、一般電気事業者の全発	
	電量・需要総量に対する一定割合の拠出ルールなどが設定さ	
	れる必要があると考えられます。【PPS】	
	「一般電気事業者による積極的な売り札の投入」について	卸電力取引所については、取引量はいまだ少ないものの、
	は、そもそも取引自由である上、経済合理性に基づいて投入	卸電力取引の担い手すべてが参加し得るマーケットであり、
	しなければ電気事業全体では非効率となるおそれがあり、ま	卸電力市場の中で重要な役割を担うことが期待される一方、
	た、PPSにとっても取引所以外でも電力を調達する手段は	一般電気事業者が発電設備の大半を所有しており、これらの
	あることから、ガイドラインへの記述は不適当ではないか。	電源が卸電力取引所において取引されない場合は、卸電力取
	【個人】	引所における取引が厚みを持つことを期待し得ないため記載
		しています。

原案における該当箇所	意見の内容	考え方
2 公正かつ有効な競	市場監視については、卸電力取引所が外部から問題を指	本指針は、取引所が定めるルールを具体的に規定したもの
争の観点から望まし	摘されてから実施するのではなく、卸電力取引所が「継続	ではなく、取引所が「支配的事業者の行動の検証を含めた市
い行為及び問題とな	的」に市場監視を実施することによって、問題を早期に発	場監視の実施」及び「取引情報や市場監視結果等の情報公開
る行為	見できる仕組みとすることが重要であると考えます。	の実施」を実施することが公正かつ有効な競争の観点から望
(1) 公正かつ有効な競	また、市場監視によって、支配的事業者の発電価格を明	ましい旨を記載しています。
争の観点から望まし	確にし、入札価格の妥当性を検証するためには、卸電力取	
い行為	引所が保有する入札データに加え、「発電費用」や「限界	
イ市場監視	発電所」などの事業者の情報が不可欠であり、本ガイドラ	
ウ 情報公開	インを以下のように修正することにより、卸電力取引所が	
	事業者からこれらの情報提供を求める拠り所の整備につ	
	ながるものと考えます。	
	(修正案)	
	発電分野における・・・(中略)・・・したがって、卸電力	
	取引所において、不正の取引の監視のみならず、このよう	
	な支配的事業者の行動の検証を含めた <u>継続的な</u> 市場監視	
	が行われること <u>、ならびに卸電力取引所は、市場監視を目</u>	
	<u>的として、必要に応じて電力事業者に入札に関連した情報</u>	
	の提供を求め、情報を求められた電気事業者は可能な限り	
	<u>情報提供に協力すること</u> が公正かつ有効な競争の観点か	
	ら望ましい。【PPS】	
	本来、不正な取引の防止や取引を活性化させるための監	
	視・情報公開に係るルールは、取引所が自主的に定めて運用	
	すべきであると考える。特に情報公開については、自由取引	
	であるにもかかわらず、必要以上に取引情報を公開すること	
	は商慣習上も不自然で、むしろ競争を妨げるおそれがあるの	
	ではないか。【個人】	

原案における該当箇所	意見の内容	考え方
	一般電気事業者が一定以上のシェアを有する場合においては、	
	市場放出の為のルールを明確化し、公平性を保つ必要があると考	
	えられます。少なくとも市場に電力を投入した方が経済合理性が	
	あると判断される場合に、市場に電力を投入しないような経済合	
	理性に合わない行動を常時監視するか、発電所の稼働率と需要の	
	関係において一定の決まりを予め届け出ること、また、入札情報	
	の開示に関しては、ほぼ毎日どの価格帯で、どういった量の入札	
	があったかをリアルタイムで全参加者に開示する等の施策を考	
	えていただきたい。【PPS】	
2 公正かつ有効な競	卸電力取引所における取引について「問題となる行為」を	
争の観点から望まし	示したことは非常に意義が大きいと考えます。【PPS】	
い行為及び問題とな	発電設備の大半が一般電気事業者の所有であり取引所に供	本指針の「卸電力取引所における適正な電力取引の在り方」
る行為	出される電力の大半を占める現状を踏まえれば、卸電力取引	における「問題となる行為」は、一般電気事業者が自家発補
(1) 公正かつ有効な競	所の取引量および取引価格は、一般電気事業者が市場支配力	給契約等における立場を利用して、卸売事業者が卸電力取引
争の観点から問題と	を行使しようとする場合には、意図的に操作することが可能	所に参入することを不当に妨げる行為といった独占禁止法上
なる行為	な状況であると考えられます。	違法となるおそれのある行為のうち代表的なものの例示で
	このような市場支配力の行使は、間接的・直接的に新規参	す。売り札を出すかどうか、また、どのような価格にするか
	入者の事業活動を困難にするおそれがあることから、本ガイ	は、基本的には各事業者が自主的に決定できることから、御
	ドライン原案の、公正かつ有効な競争の観点から望ましい行	指摘の行為は、直ちに独占禁止法上違法とは言い難いと考え
	為の「ア 売り札」を削除し、公正かつ有効な競争の観点か	られます。
	ら問題となる行為に以下の内容を追加する修正を行うべきで	一方、常時バックアップが卸電力取引所における取引に移
	あると考えます。	行していくことが期待されている中で、一般電気事業者が発
	(修正案)	電設備の大半を所有しており、これらの電源が卸電力取引所
	また、一般電気事業者が、余剰電源による電力を卸電力	において取引されない場合には、卸電力取引所における取引
	取引所に対して投入することを不当に制限することは、卸	が厚みをもつことを期待し得ないため、望ましい行為として
	電力取引所を活用して電力の調達を行う新規参入者の事業	「アー売り札」を記載しています。
	活動を困難にする場合があり、例えば、以下のような行為	
	は、独占禁止法上違法となるおそれがある。	
	オー売り札の制限	
	発電部門におけるシェアが大きい一般電気事業者が、	
	余剰電源の電力を卸電力取引所で販売することで追加の	

原案における該当箇所	意見の内容	考え方
	利益を得ることができるにもかかわらず、不当に売り札	
	を出さない、もしくは限界費用を大きく上回る売り札を	
	出し、実質的に売り札に制限をかけること(取引拒絶等)	
	カ 不当な価格つり上げ等価格操作	
	発電部門におけるシェアが大きい一般電気事業者が、	
	余剰電源の電力を卸電力取引所で販売する際の売り入札	
	価格を、限界費用をはるかに超える高額なものとするこ	
	とにより、不当に価格をつり上げることにより利益を得	
	ること(優越的地位の濫用等) 【PPS】	

賛成意見については「考え方」を記載していない。

今回の改定原案以外の指針に係る御意見

第二部 適正な電力取引についての指針

自由化された小売分野における適正な電力取引の在り方

原案における該当箇所	意見の内容	考え方
2 公正かつ有効な競	個別メニュー又は特別割引による価格が、公表された標準	自由化対象需要家への料金設定については、適切な標準メ
争の観点から望まし	メニューと一定以上の乖離があるものについては資源エネル	ニューを広く一般に公開することが公正かつ有効な競争を確
い行為及び問題とな	ギー庁若しくは公正取引委員会への届出などにより事前に根	保する上で有効と考えています。
る行為	拠を明確にし、優遇を受けたユーザーの為に他のユーザーが	資源エネルギー庁においては、「紛争処理ガイドライン」に
(1) 自由化対象需要家	不利益を蒙ることのないような制度などを考慮頂きたい。	基づいて、必要に応じ「市場監視小委員会」に審議いただく
に対する小売供給・小	【PPS】	など、電気事業法上問題になると考えられる紛争事例が生じ
売料金の設定		た場合には、適切かつ迅速に対応してまいります。
イ 公正かつ有効な競		また、公正取引委員会では、本指針についての照会は経済
争の観点から問題と		取引局調整課で、個別の事例についての申告は審査局で受け
なる行為		付けており、独占禁止法上問題があると考えられる場合には、
新規参入者への対		適切かつ迅速に対応してまいります。
抗		
2 公正かつ有効な競	現行の託送供給契約が1年単位であることにより、新規参	御指摘の点は本指針へのコメントというよりは、制度設計
争の観点から望まし	入者の自家発補給への参入を困難にしている。	上のコメントと考えられます。現行の託送料金の設定につい
い行為及び問題とな	託送供給約款の原価回収期間の算定を1年単位としている	ては、電気事業分科会報告を踏まえ、「一般電気事業者託送供
る行為	ため、託送契約も1年単位となっているが、原価回収期間の	給約款料金算定規則」に基づいて定められております。頂き
(1) 自由化対象需要家	算定を短期間(四半期毎等)にすれば託送契約も短期間に設	ました御意見については今後の参考とさせていただきます。
に対する小売供給・小	定することが出来ると思われる。短期間の託送契約が可能と	
売料金の設定	なれば新規参入者の自家発補給への参入は容易となり、また、	
イ 公正かつ有効な競	託送供給料金の安価な時期に自家発補給を行う事業者が増え	
争の観点から問題と	れば、結果としてネットワークの有効活用につながると思わ	
なる行為	れる。【自家発事業者】	
自家発補給契約の		
解除・不当な変更		

原案における該当箇所	意見の内容	考え方
2 公正かつ有効な競	指針中に、"負荷の悪化 "の具体的事例が無いと一般電気事	本指針における「一般電気事業者から供給を受ける負荷の
争の観点から望まし	業者の解釈が異なることが予想される。夜間率は向上したも	形態が従来より悪化しないにもかかわらず」には、夜間率が
い行為及び問題とな	のの総電力量が減少した場合はどうか等を示す事例が必要と	悪化しないこと、総電力量が著しく減少しないことなどが当
る行為	思われる。【自家発事業者】	たると考えています。御指摘の行為等がこれに当たるかどう
(1) 自由化対象需要家		かは、個々の事例ごとの具体的な状況に基づいて判断される
に対する小売供給・小		必要があります。公正取引委員会では、本指針についての照
売料金の設定		会は経済取引局調整課で、個別の事例についての申告は審査
イ 公正かつ有効な競		局で受け付けており、独占禁止法上問題があると考えられる
争の観点から問題と		場合には、適切かつ迅速に対応してまいります。
なる行為		
需給調整契約の解		
除・不当な変更		

規制が残る小売分野における適正な電力取引の在り方

原案における該当箇所	意見の内容	考え方
全体について	オール電化推進の為の割引メニューなどの設定は、今後予	全面自由化の議論については、平成19年以降に開始する
	想される自由化を見越しての顧客事前囲い込みと捉える事も	こととなっています。
	できる。実際に自由化がスケジュール化されてから、もしく	
	は自由化が開始されてから新たに新規参入者が対象顧客に契	
	約変更を促すためにあまりに多大のコストが必要となり参入	
	阻害となりかねない。自由化開始前5年間は、規制部門のオ	
	ール電化対応新メニューは規制されるか、開始までその期間	
	を経過している場合は、過去時点での規制部門平均供給単価	
	を基準にした判定を設定するなど、新規参入を活性化する事	
	前施策が必要。【PPS】	

託送分野における適正な電力取引の在り方

原案における該当箇所	意見の内容	考え方
2 公正勝つ有効な競	新規参入者の営業情報などを独立して守るためにも、発送	託送供給業務において知り得た情報の目的外利用の禁止
争の観点から望まし	電一貫体勢が維持されている以上は、様々な形で経営情報を	(電気事業法第24条の6)において違反する事例が生じた
い行為及び問題とな	入手し得る取締役以上の経営幹部の営業行為には明確に制限	場合は、当該行為の停止又は変更命令が発動できることとさ

る行為	を加えていただく必要がある。【PPS】	れており、本指針「 託送分野における適正な電力取引の
(2) ネットワーク運営		在り方」の(2) 1-1ア において、「託送供給の業務
の中立性の確保		に関して知り得た他の電気供給事業者及び電気の使用者に関
		する情報(以下「関連情報」という。)の遮断のため、託送供
		給の業務を行う従業員は、関連情報の記載のある文書・デー
		タを厳重に保管し、託送供給の業務を行う部門から他部門へ
		の関連情報の伝達及び両部門間の関連情報の共有(社内文書
		交換、共通サーバへのアクセス等)等を厳格に管理する。ま
		た、託送供給の業務を行う部門は、他部門とは別フロアーに
		する等により、物理的に隔絶する」、「託送供給の業務を行う
		部門と発電部門・営業部門の間の情報遮断を確保するため、
		行動規範を作成し、経営者等についても行動規範を遵守させ
		る」ことが望ましいとされているところ。資源エネルギー庁
		においては、「紛争処理ガイドライン」に基づいて、電気事業
		法上問題になると考えられる紛争事例が生じた場合には「市
		場監視小委員会」に審議いただくなど、適切かつ迅速に対応
		してまいります。

他のエネルギーと競合する分野における適正な電力取引についての指針

原案における該当箇所	意見の内容	考え方
全体について	電気業界のオール電化の宣伝は、エネルギーのベストミッ	本指針においては、一般電気事業者が社会通念上の許容範
	クスを考えるとあまりにも行き過ぎている。【ガス関係事業	囲を著しく逸脱して普及宣伝活動を行うことによって、電気
	者】	事業の遂行上不適切な費用を電気事業費用に計上するととも
		に規制部門の料金原価に算入する場合に、電気事業法上問題
		があるとしており、真実かつ適正な普及宣伝活動まで制限す
		ることを考えているものでありません。
2 公正かつ有効な競	前回、指針改定(H17.5)時の「指針(改定原案に対する	本指針は独占禁止法上違法となるおそれのある行為のうち
争の観点から望まし	意見と考え方)の中で、従来徴収していないアンシラリーサ	代表的なものの例示であり、老朽更新時も導入時と同様です。
い行為及び問題とな	ービスに係る料金の課金について、老朽更新時についても導	
る行為	入時等と同様との考えが示された。このことを踏まえ、本文	
(1) 自家発電設備の導	を「自家発電設備の導入更新等をしようとする需要家に対し	
入又は増設	て・・・」という様に、現状の「導入等」を「導入・更新等」	

原案における該当箇所	意見の内容	考え方
イ 公正かつ有効な競	に置き換えるのが妥当と考える。【自家発事業者】	
争の観点から問題と		
なる行為		
自家発電設備の導		
入又は増設の阻止等		
2 公正かつ有効な競	アンシラリーサービス等のサービスに係る料金その他取引	御指摘の行為が独占禁止法上違法となるかどうかについて
争の観点から望まし	条件を需要家に対して十分な説明をせずに納得しないまま、	は直ちに判断できませんが、本指針上記載している行為は、
い行為及び問題とな	一方的に設定することは独禁法上違法となるおそれは無いの	独占禁止法上違法となるおそれのある行為のうち代表的なも
る行為	か。【自家発事業者】	のの例示であり、本指針に記載されていない行為であっても、
(1) 自家発電設備の導		市場における競争を実質的に制限する場合や公正な競争を阻
入又は増設		害するおそれのある場合には、独占禁止法上違法となります。
イ 公正かつ有効な競		資源エネルギー庁においては、「紛争処理ガイドライン」に
争の観点から問題と		基づいて、必要に応じ「市場監視小委員会」に審議いただく
なる行為		など、電気事業法上問題になると考えられる紛争事例が生じ
自家発電設備を有		た場合には、適切かつ迅速に対応してまいります。
する需要家に対する		
不利益等の強要		
2 公正かつ有効な競	最近、電力業界は、オール電化のセールスにおいて、高額	本指針においては、一般電気事業者が社会通念上の許容範
争の観点から望まし	の太陽光発電システムをセットにして消費者に販売している	囲を著しく逸脱して普及宣伝活動を行うことによって、電気
い行為及び問題とな	ことがある。国を代表する大手電力会社が訪問販売業者等と	事業の遂行上不適切な費用を電気事業費用に計上するととも
る行為	組んで、消費者に高額商品を売りつけることは電力会社の品	に規制部門の料金原価に算入する場合に、電気事業法上問題
(2) オール電化等	性を疑うものであり、また、このような訪問販売業者等に支	があるとしており、真実かつ適正な普及宣伝活動まで制限す
イ 公正かつ有効な競	払われる費用は電気代から出されているのではないか。	ることを考えているものでありません。
争の観点から問題と	【ガス関係事業者】	資源エネルギー庁においては、「紛争処理ガイドライン」に
なる行為		基づいて、必要に応じ「市場監視小委員会」に審議いただく
		など、電気事業法上問題になると考えられる紛争事例が生じ
		た場合には、適切かつ迅速に対応してまいります。
2 公正かつ有効な競	一般電気事業者によるオール電化の条件として、「ガス設備	資源エネルギー庁においては、「紛争処理ガイドライン」に
争の観点から望まし	の撤去」を条件としないよう指針の考え方に沿って、より一	基づいて、必要に応じ「市場監視小委員会」に審議いただく
い行為及び問題とな	層の指導・監督するようお願いいたします。	など、電気事業法上問題になると考えられる紛争事例が生じ
る行為	また、この指針に「一般電気事業者はオール電化の条件と	た場合には、適切かつ迅速に対応してまいります。

原案における該当箇所	意見の内容	考え方
(2) オール電化等	して、ガス設備の撤去を条件としない旨を関連会社、下請会	また、事業者の行為が独占禁止法上違法となるかどうかは、
イ 公正かつ有効な競	社等に対して徹底することとする。」等の文言の追加をお願い	個々の事例ごとに競争への影響等を勘案して判断されます。
争の観点から問題と	いたします。	したがって、独占禁止法上違法となるおそれのある行為を網
なる行為	当分の間、一般電気事業者やその関連会社等の「ガスメー	羅的に示すことは難しく、本指針で記載しているものは、こ
一般電気事業者の	タやガス配管設備などの撤去」に関する実態調査を実施し、	うした行為のうち代表的なものの例示であり、本指針に記載
恣意的な運用	その結果を「市場監視小委員会」に定期的に報告するシステ	されていない行為であっても、市場における競争を実質的に
オール電化とする	ムを構築されるようお願いいたします。	制限する場合や公正な競争を阻害するおそれのある場合に
ことを条件とした不	また、「ガスメータやガス配管設備などの撤去を求めること	は、独占禁止法上違法となります。公正取引委員会では、本
当な利益の提供等	は、ガス事業者の事業活動を困難にするおそれがあることか	指針についての照会は経済取引局調整課で、個別の事例につ
	ら独占禁止法上違法となるおそれがある。」のではなく、いず	いての申告は審査局で受け付けており、独占禁止法上問題が
	れのエネルギーを選択するかは、「需要家の選択に任されてい	あると考えられる場合には、適切かつ迅速に対応してまいり
	る」のであって、「ガス事業者の事業活動を困難にするおそれ	ます。
	があること」の表現は、需要家のエネルギーの選択の自由を	また、ここでは、オール電化とすることを条件とした一般
	阻害する不適切な表現といえますので、改定をお願いいたし	電気事業者の需要家等に対する行為であって、独占禁止法上
	ます。【ガス関係事業者】	違法となるおそれのある場合を記載しています。一般電気事
	需要家において液化石油ガス、あるいは都市ガス等のガス	業者がガスメーター等の撤去を求めることが、どのような場
	設備と電気設備をそれぞれ設置することが、需要家のエネル	合に独占禁止法上違法となるおそれがあるかについては、そ
	ギーの選択の幅を持たせることになります。したがって、「ガ	うした一般電気事業者による行為は、ガス事業者の事業活動
	スメータやガス配管設備などの撤去を求めることは、ガス事	を困難にするおそれがあり、それゆえに、独占禁止法上違法
	業者の事業活動を困難にするおそれがあることから独禁法違	となり得ることから、本指針では、こうした行為を独占禁止
	反のおそれがある。」との表現は、「ガスメータやガス配管設	法上「問題となる行為」のうち代表的なものの例示として記
	備などの撤去を求めることは、需要家のエネルギー選択の機	載しています。
	会を奪うおそれがあることから独占禁止法上違法となるおそ	
	れがある。」と改正願いたい。【ガス関係事業者】	
2 公正かつ有効な競	電化普及宣伝活動について、社会通念上の許容範囲を認め	社会通念上の許容範囲内については、あらかじめ具体的に
争の観点から望まし	るとなっていますが、その社会通念上の許容範囲について、	枠を設けたり、一定の水準で線引きすることが大変難しい面
い行為及び問題とな	指針に具体的例示を明示するようお願いいたします。	を有していることや、仮にそのような範囲を設定する場合に
る行為	また、一般電気事業者とともにその下請会社、関連会社等	は、社会的な状況や手段、量などによって判断が異なるなど
(2) オール電化等	による電化機器の過剰な普及宣伝活動についても指針の中に	の悪影響も懸念されることから、当面はこのような一般的な
一般電気事業者に	明記し、電力業界全体のとしての適正な電力取引の指針を作	考え方の下、ケースバイケースによる対応及びその判断の積
よる電化機器の過剰	成されるようお願いいたします。	重ねを行っていくことが適当であると考えています。

原案における該当箇所	意見の内容	考え方
な普及宣伝活動	以上については、当分の間、一般電気事業者やその関連会	また、本指針においては、一般電気事業者が社会通念上の
	社、下請会社等の「電化普及宣伝活動」に関する実態調査を	許容範囲を著しく逸脱して普及宣伝活動を行うことによっ
	実施し、その結果を「市場監視小委員会」に定期的に報告す	て、電気事業の遂行上不適切な費用を電気事業費用に計上す
	るシステムを構築されるようお願いいたします。【ガス関係事	るとともに規制部門の料金原価に算入する場合に、電気事業
	業者】	法上問題があるとしており、真実かつ適正な普及宣伝活動ま
		で制限することを考えているものではありません。
		資源エネルギー庁においては、「紛争処理ガイドライン」に
		基づいて、必要に応じ「市場監視小委員会」に審議いただく
		など、電気事業法上問題になると考えられる紛争事例が生じ
		た場合には、適切かつ迅速に対応してまいります。
2 公正かつ有効な競	正常な商慣習に照らして、不当な利益の提供を行うことに	事業者の行為が独占禁止法上違法となるかどうかは、個々
争の観点から望まし	ついて、不当な利益の提供となる一定の判断材料として、指	の事例ごとに競争への影響等を勘案して判断されます。した
い行為及び問題とな	針に具体的例示を明らかにするようお願いいたします。	がって、独占禁止法上違法となるおそれのある行為を網羅的
る行為	報奨金などの現場の紛争事例について、その内容が不当な	に示すことは難しく、本指針で記載しているものは、こうし
(2) オール電化等	利益の提供として社会通念上許容範囲かどうかについての問	た行為のうち代表的なものの例示であり、本指針に記載され
オール電化とする	い合わせに対して、行政当局が速やかに回答できるシステム	ていない行為であっても、市場における競争を実質的に制限
ことを条件とした不	を構築するようお願いいたします。	する場合や公正な競争を阻害するおそれのある場合には、独
当な利益の提供等	当分の間、一般電気事業者やその関連会社等の「不当な利	占禁止法上違法となります。公正取引委員会では、本指針に
	益の提供」に関する実態調査を実施し、その結果を「市場監	ついての照会は経済取引局調整課で、個別の事例についての
	視小委員会」に定期的に報告するシステムを構築されるよう	申告は審査局で受け付けており、独占禁止法上問題があると
	お願いいたします。	考えられる場合には、適切かつ迅速に対応してまいります。
	また、指針で「オール電化を条件とした不当な利益の提供」	また、ここでは、オール電化とすることを条件とした一般
	として、「正常な商慣習に照らして、不当な利益の提供を行う	電気事業者の需要家等に対する行為であって、独占禁止法上
	ことは、ガス事業者の事業活動を困難にするおそれがある」	違法となるおそれがある場合を記載しています。一般電気事
	との「ガス事業者の事業活動を困難にするおそれがある」と	業者が、住宅等をオール電化とすることを条件として、正常
	の表現は、不適切であり、「需要家によるエネルギーの選択を	な商慣習に照らして不当な利益の提供を行うことが、どのよ
	誤ることとなり、電気事業の遂行上は不適切である行為」と たつうなるようないたようで、「ボス閉び声楽な、」	うな場合に独占禁止法上違法となるおそれがあるかについて
	改定されるようお願いいたします。【ガス関係事業者】	は、そうした一般電気事業者による行為は、ガス事業者の事
		業活動を困難にするおそれがある場合があり、このような場
		合には、独占禁止法上違法となり得ることから、本指針では、
		こうした行為を独占禁止法上「問題となる行為」のうち代表

原案における該当箇所	意見の内容	考え方
		的なものの例示として記載しています。

適正取引ガイドライン以外に関する御意見について

液化石油ガス販売事業者は、液石法により、供給設備の点検義務等が課 されていることから、液化石油ガスの供給を終了する場合においても、液 化石油ガス販売事業者には保安責任が課されていると考えるべきである。 また、液化石油ガス販売事業者同士の交代の際、液石法規則及び資源エネ ルギー庁通達により、新たに一般消費者に液化石油ガスを供給する販売事 業者は、原則として一週間は他の液化石油ガス販売事業者の供給設備の撤 去をしてはならないこととされている。このような規定は国民生活の安全 の確保等の観点からなされているものであるから、液化石油ガスから電力 ヘエネルギーを交換する際にあっては、他業者による供給設備の撤去につ いては厳に禁止されなければならず、本指針において、電気事業者と液化	L P ガス設備の無断撤去問題につきましては、別途、担当部局におきま して対応を検討しています。
石油ガス販売事業者間の「1週間ルール」を明記するよう求める。【ガス関 係事業者】 電力関係会社による液化石油ガス供給設備の無断撤去が発生しているた め、保安の確保、取引の適正化を重視する観点から、電気事業法、ガス事 業法と同様に液化石油供給設備の無断撤去に対し、罰則規定を制定してい ただきたい。【ガス関係事業者】	
一般電気事業者が安定供給を理由にして新規参入者からの要望を断る事 例が多々見受けられ、適切な法の遵守を求めたい。【PPS】	
新聞報道によると、05年度の電力の排出係数は前年度より大きくなって いるとのことである。また、地球環境産業技術研究機構によると、「オール 電化住宅が地球環境を悪化させる」とのことである。環境問題を考えたエ ネルギー政策を期待します。【ガス関係事業者】	
オール電化攻勢はすさまじく、結局は電力産業の一人勝ちで、ガス体産 業は弱体化してしまうのではないかと危惧しています。電力は照明・動力、 ガスは厨房・給湯・空調というように、電力とガスの棲み分けを整理し、 新たな規制を導入して、どんな事態が発生しても国民が困らないバランス の取れたエネルギー政策を実施して欲しいものです。【ガス関係事業者】	
原子力発電所はテロ攻撃の標的となる危険性が最も高く、放射能汚染等 の被害を考えれば、これ以上増設すべきでないと考えます。【ガス関係事業 者】	

一般電気事業者の中にはガイドラインを遵守しない者がいることから、	
独占・寡占企業としての性悪説を念頭に置いた法令にしていただく必要が	
ある。【PPS】	